フィリピンの農地改革（ＣＡＲＰ）の概要

1995年 7月 1日

フィリピン国農地改革省（DAR）

八木 正広

目　次

１．CARPとは？ …

２．CARPの位置付け …

３．CARPの実施項目 …

４．CARPの影響範囲 …

５．CARPの特徴 …

６．地主の農地保有限度 …

７．受益農民への農地配分 …

８．農地の転用 …

９．CARPの実施体制 …

１０．農地配分手続き …

１１．CARP資金 …

１２．ラモス政権のCARPに対する取り組み …

１３．DARの開発戦略 …

１４．フィリピン農地改革をとりまく問題点 …

１５．諸外国のCARPに対する援助状況 …

１６．フィリピン農地改革の歴史 …

１７．日本の農地改革の概要 …
(1)歴史 …
(2)農地改革の実績 …
(3)実施組織の規模 …
(4)農地改革の財源と使途 …
(5)農地改革の障害 …
(6)フィリピンの農地改革との対比 …
(7)日本の経験から得られるフィリピン農地改革支援方策 …

１８．CARPについての見解 …

１９．1998年(CARP満了時)日本政府の取るべき措置 …

1．CARPとは？

CARPとは Comprehensive Agrarian Reform Program(総合農地改革計画)の略。1987年7月にアキノ大統領が実施を布告し、翌1988年6月の総合農地改革法(Comprehensive Agrarian Reform Law: CARL)発効から10年間(1998年6月まで)で完了させる計画。

2．CARPの位置付け

CARPは、これまでにフィリピンで行われてきた農地改革の集大成かつ総仕上げである。

小作条件の改善	入植(政府所有地の配分)	私有農地取得配分
1933年:「米小作法」制定 (小作:地主=50:50の定率)		
↓	1939年:国家入植庁の設立	
1946年:ロハス大統領が「米小作法」を改正 (小作:地主=70:30の定率)	↓	
↓	1950年:入植開発公社の設立	
1954年:マグサイサイ大統領が「小作法」を制定 (とうもろこし農地も定率70:30へ)	↓ 同　左:入植開発公社を国家入植復興庁へ改組	
		1955年:マグサイサイ大統領が「55年農地改革法」を制定し、土地取得庁を設立
↓	↓	
1963年:マカパガル大統領が「63年農地改革法」を制定し、農地庁を設立 (定率から25%の定額へ)	(国家入植復興庁と土地取得庁を合併)	
↓		
1971年:マルコス大統領が「63年農地改革法」を改正し、農地改革省を設立	(農地庁を改組)	
↓		
1972年:マルコス大統領が「小作農解放令」を布告		
↓		
1987年:アキノ大統領がCARP実施を布告		

※CARPは、3つの流れを集大成したものであり、1939年以来の国営入植事業、1963年以来の定額小作農創設制度(Leasehold Operation)、1972年以来のマルコス農地改革における米・とうもろこし小作農地の解放(Operation of Land Transfer:OLT)はそれぞれ現農地改革の1スキームとしてCARPに包含されている。

3．CARPの実施項目	計　画	進　捗 (1994年末)	進捗率	備　考
(1)土地の配分				
1)私有農地(地主保有限度を越える分)	3,265,100ha	815,269ha	25%	
ア．米・とうもろこし小作農地(OLT)(※①)	727,800ha	441,019ha	61%	DAR所管
イ．その他農地(※②)	2,537,300ha	374,250ha	15%	DAR所管
1)地主自主売却申請(VOS)		183,401ha		
2)地主小作直接取引(VLT)		134,401ha		
3)強制買収(CA)		59,448ha		
2)政府所有地	7,030,500ha	2,381,106ha	34%	
ア．DENR以外の政府所有地 (Gov't-Owned Lands)	77,000ha	605,207ha	786%	DAR所管
イ．国営入植地 (Settlements & Landed Estates)	478,500ha	481,916ha	101%	DAR所管
ウ．譲渡処分可能公有地(A&D Lands) :DENR所有地(傾斜18%未満)	4,595,000ha	686,445ha	15%	DENR所管
エ．総合社会林業地(ISF Lands)(※③) :DENR所有地(傾斜18%以上)	1,880,000ha	607,538ha	32%	DENR所管
合　計	10,295,600ha	3,196,375ha	31%	
うち　DAR(農地改革省)所管分	3,820,600ha	1,902,392ha	50%	
DENR(環境天然資源省)所管分	6,475,000ha	1,293,983ha	20%	

※①マルコス政権実施分(1972～1986年)は、米・とうもろこし小作農地(OLT)の70,178haのみ。
②・50haを超える分は1988～1992年、24ha超50ha以下は1992～1995年、24ha以下は1994～1998年と3段階で実施される。
・法人所有の農場については、受益農民の多数意志により、受益農民組合(Cooperative)による農地の共同所有及び、株式の配分で農地の配分の代替とすることが認められている。
③総合社会林業は、森林に入って焼畑・乱伐を行う土地無し農民を排除するのではなく、積極的に取り込み森林と生態系の保全を図りながらの永続的な林業を行わせるもの。

(2)定額小作農創設制度(Leasehold Operation)

地主保有限度以内の農地に小作人がいる場合、小作料は過去3作物年の平均純生産額の25%の定額としなければならない。

	マルコス政権以前の実績 (1963～1986年)	CARPの実績 (1987～1994年末)	合　計
米・とうもろこし小作農地	572,999ha 546,520件	262,290ha 228,131件	835,289ha 774,651件
その他小作農地	0ha 0件	510,723ha 250,686件	510,723ha 250,686件
合　計	572,999ha 546,520件	773,013ha 478,817件	1,346,012ha 1,025,337件

(3)土地配分を受けた農民が当該農地で生計を立てていけるよう様々な支援サービス(インフラ整備、農協設立、農業普及、収穫物処理、マーケッティング、農民金融、法律相談等)を提供する。

4．CARPの影響範囲（注：数字は計画当初の見積数値であり確定数値ではない。）

(1)対象面積=10.3百万ha

フィリピン国土面積=30百万ha → CARP対象面積はフィリピン国土面積の1/3

日本の農地面積=5百万ha → CARP対象面積は日本の農地面積の2倍

日本の農地改革面積=2.7百万ha→ 日本の農地改革面積はフィリピンのわずか27%

(2)受益人口=3.9百万農家×平均6人/戸=23.4百万人

フィリピン人口=60百万人 → CARP受益人口はフィリピン人口の40%

※フィリピン人口の50%は所得が貧困ライン以下であり、CARP受益農家はほとんどがこれ。

(3)影響地主数

「リスタサカ」登録面積、登録地主の農場規模別分布

農場規模 (ha)	登録面積			登録地主数		
	面積(ha)	構成比(%)	累計(%)	人数(人)	構成比(%)	累計(%)
100超	1,458,841	16.4	16.4	3,634	0.2	0.2
50超～100	395,338	4.4	20.8	5,832	0.3	0.5
24超～ 50	654,828	7.3	28.1	20,353	1.0	1.5
15超～ 24	912,790	10.2	38.3	48,376	2.3	3.8
12超～ 15	454,963	5.1	43.4	33,929	1.6	5.4
7超～ 12	1,451,412	16.3	59.7	158,879	7.7	13.1
5超～ 7	867,103	9.7	69.4	145,031	7.0	20.1
小計	6,195,275	69.4		416,034	20.1	
3超～ 5	1,067,186	12.0	81.4	269,178	13.1	33.2
3以下	1,655,550	18.6	100.0	1,377,508	66.8	100.0
小計	2,722,736	30.6		1,646,686	79.9	
合計	8,918,011	100.0		2,062,720	100.0	

(出所) 「リスタサカⅠ&Ⅱ(DARのデータ・ベース)」登録地主の宣誓書。

Landholder's Registration(LISTASAKAⅡ) 1989 Final Report,PPO-DAR,19 Sep 1990.

※ 未登録の地主は含まれていない。

↓

a.8,918,011ha(登録私有農地面積)-3,265,100ha(CARP対象私有農地面積)=5,652,911ha(CARP対象外)

5,652,911ha/8,918,011ha=63%

b.6,195,275ha(5.0ha以上農地面積)-416,034地主×5.0ha/地主(地主保有限度)=4,115,105ha

4,115,105ha-3,265,100ha(CARP対象私有農地面積)=850,005ha(地主の子供への追加保有面積)

850,005ha÷3.0ha/子供=子供283,335人

子供283,335人/416,034地主=子供0.68人/地主

※地主の多くは家族と共にマニラまたは外国に住んでおり、直接農場管理に携わっている子供は少ない模様。

5.0ha超保有地主の平均許容保有面積：5.0ha+3.0ha×子供0.68人=7.0ha

→影響を受けるのは7.0ha超の地主と想定される。

↓

全私有農地のうち5.6百万ha(63%)は地主保有限度内につきCARP対象外となり、土地取得に係る影響地主数は約270千人(13%)程度と想定される。

5．CARPの特徴

1)全ての農地を対象とした(過去の政権は、米・とうもろこし農地のみ対象)。

2)全ての土地無し農民を対象とした(過去の政権は、小作契約を有する小作人のみ対象)。

3)目標(10年間に10.3百万ha)を明確に設定した。

4)農地改革の最終目標を土地無し農民の所得向上としており,土地の配分はその一手段という位置付けであり、土地配分後の農民支援にも重点を置いている(貧困ライン30千ペソ/農家以下の年間所得を60千ペソ/農家にするのが目標)。

5)自作農の創設→農業生産力の向上→農家所得の向上→農村購買力と農村工業の拡大→国内市場と国内産業の拡大→フィリピンの工業化の達成　を目指すものである。

6)貧農救済を最大の闘争目標とする反政府ゲリラを和平路線に着かせる最重要手段でもある。

6．地主の農地保有限度

地主の農地保有限度は5ha。ただし、直接農場管理に携わる15才以上の子供(CARL発効の1988年6月15日時点)がいれば1人当たり3ha追加。地主には農地のどの範囲を保有するかの決定権が与えられており、当然のことながら最も条件の悪い農地を放出することになる。

7．受益農民への農地配分

受益農民へは3ha/農家を上限として配分される。私有農地の場合、受益農民は政府が地主に支払った土地代金を30年間、金利6%の均等償還で政府(フィリピン土地銀行:Land Bank of the Philippines:LBP)に返済することになり(ただし、償還額が最初の5年間については粗生産額の5%、それ以後は10%を越える分は免除)、3年間償還が滞った場合(災害等で支払困難となった場合は減免あり)は、土地は政府に没収され他の土地無し農民に再配分される。政府所有地の場合(政府関連公社・金融機関等からDARに移管された土地は除く)、土地は無料で配分される。

私有農地の場合は、土地代金の支払が必要であるものの通常農地としての形状は整っているが、政府所有地の場合は、無料ではあるが「農業適地」という名の原野も多い。いずれの場合も既耕作者に配分の優先権があるため、私有農地はそれを耕作している小作人が、農地の形状をなしている政府所有地はそれを耕作しているスクワッターがそれぞれ配分を受け、「農業適地」という名の原野は、それ以外の土地無し農民が同じバランガイ居住者、同じ市町居住者、同じ州居住者という優先順位で配分を受けることになる。

地主が小作人Ａの小作地を保有することになった場合、Ａは既耕作地の配分は受けられない。この場合、Ａは既耕作地に定額小作農(Leaseholder)として留まるか、別の土地の配分を受けて自作農となるかの選択をしなければならない。

私有農地の場合、CARPによる土地取得から10年経過し土地代金を完済していれば、受益農民は土地所有権を移転できる。無料で配分された政府所有地についてもCARPによる土地取得から10年経過すれば土地所有権を移転できることになっているが、いずれの場合も土地取得後受益農民が実際に耕作していない場合(DARが監視)、DARは土地を没収し他の土地無し農民に再配分する。

※ラモス政権発足以降の平均農地買収価格は、20,610ペソ(=約87万円)/haである。

従って平均的な年償還額は以下の通り。

20,610ペソ/ha×0.0726489(金利6%,30年均等償還)=1,500ペソ(=約6千円)/ha･年

8．農地の転用

いかなる農地もDARの許可が無い限り他用途への転用はできない。DARは、地方政府が策定した土地利用計画、小作人に及ぼす影響等を勘案の上、地主から提出された転用申請の可否を決定することになるが、買収通知(P6参照)発出後の転用申請は受付けない。小作地を転用する場合、地主は小作人に過去5年間の平均年粗生産額の5倍に相当する補償金を支払わなければならない。CARPにより取得した農地を転用しようとする場合は、取得から5年経過し、土地代金を完済し、当該土地の農業生産性がなくなったことを示すことが申請の前提となる。

※CARP発足以降の農地転用実績(1994年末時点)は以下の通り。

申請41,646ha(2,230件)　許可30,282ha(1,688件)　不許可1,479ha(70件)　審査中9,885ha(472件)

9．CARPの実施体制

CARPは、大統領の指揮の下、地方政府も含めた全省横断的な支援・調整体制の下に実施されている。

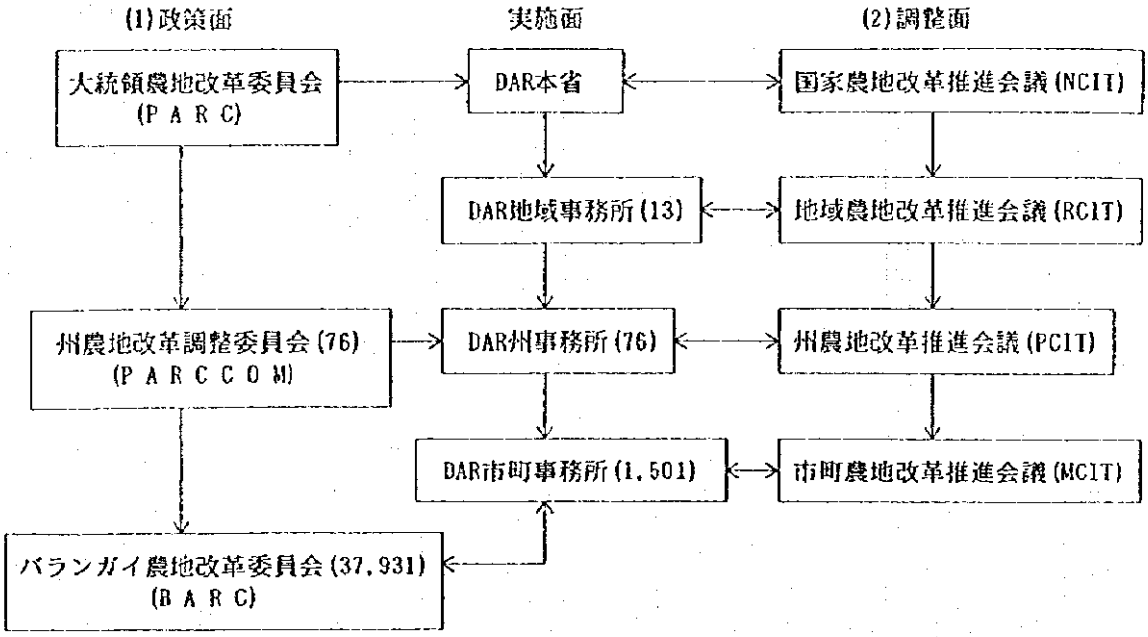

(1)政策面

・大統領農地改革委員会(PARC:Presidential Agrarian Reform Council)

組織：議長:大統領、副議長:DAR大臣

委員:DA,DENR,DBM,DLG,DPWH,DTI,DF,DLE,NEDA,LBPの長、地主代表3名、農民代表6名

機能：CARP実施に係る政策・規則の策定、農地改革基金(ARF)の各省配分

・州農地改革調整委員会(PARCCOM:Provincial Agrarian Reform Coordinating Committee)

組織：議長:大統領がPARCの推薦に基づき指名した者、副議長:DAR州事務所長

委員:DA,DENR,LBPの州事務所長、農民組織、農協、NGOの代表各1名、地主代表2名、農民、農場労働者の代表各1名

機能：PARCが策定した政策・規則を受けて、州で適用すべき実施細則・基準を策定

・バランガイ農地改革委員会(BARC:Barangay Agrarian Reform Council)

組織：13名

7名(投票選出):当該バランガイ在住の土地無し農民、小作人、定額小作人、土地配分を受けたCARP受益農民、所有面積5ha以下の地主、非耕作地主、農民組織か農協の代表各1名

6名(無投票)　:バランガイ、DAR,DA,DENR,LBP,NGOの代表各1名

機能：バランガイ・レベルでの農地改革推進機関

CARP対象地、受益農民、対象地主の確認、初期土地評価、土地所有境界立ち会い、地主・農民間の紛争処理、農地改革関連公聴会の開催等。

(2)調整面

・農地改革推進会議(National,Regional,Provincial,Municipal CARP Implementing Team)

組織：中央、地域、州、市町の各レベルでDARを議長にDA,DENR,DPWH,NIA,LBP,LRA,DTI,DOLEで組織。州においては州知事、市町においては市町長も参加。

機能：農民支援サービス実施に当たっての各省調整。

１０．農地配分手続き

DAR市町事務所長(Municipal Agrarian Reform Officer:MARO)がCARP対象農地の範囲及び地主を確認(BARCが協力)。

↓

MAROが地主に当該農地のCARP対象通知を発出(※①)。

↓

MAROが受益農民を確認し(BARCが協力)、土地測量実施。

↓

MAROが関係者を集めて公聴会を開催(BARCが協力)。

↓

MAROが農地改革実施申請書(Claim Folder:CF)を作成し、DAR州事務所長(Provincial Agrarian Reform Officer:PARO)に提出。

↓

PAROが地主に買収通知(Notice of Acquisition)を発出し、フィリピン土地銀行(Land Bank of the Philippines:LBP)の地域支店にCFを提出。

↓

LBPがCFを基に土地評価額を決定し、PAROに通知。

↓

PAROが土地評価額を地主に通知。

※①CARP対象通知未発出であってもCARL発効(1988年6月15日)後は、RODはDARの許可が無い限り私有農地の名義変更は行えない。

※②CARP発足以降の提訴件数(1994年末時点)は、36,455件。
うち　決定済み：30,650件
　　審査中　：5,805件

地主受諾

↓

LBPが地主に支払。

↓

登記所(Register of Deeds:ROD)が土地名義(Title)を地主からフィリピン共和国に変更。

↓

PAROが受益農民名義で土地権利証書(Certificate of Land Ownership Awards:CLOA:※④)を作成しRODに登記(Titleはフィリピン共和国から受益農民に変更)。

↓

PAROが受益農民にCLOAを交付。

地主拒否

提訴

DARの農地改革裁定所(DAR Adjudication Board:DARAB:※②)が公聴会を経て土地評価額を決定。

↓

LBPが現金又はLBP債権で同評価額を地主に支払う。

※③ ↓

地主拒否

上訴

農地改革特別裁判所(Special Agrarian Court:最高裁がRegion毎に1ヶ所指定する法務省所管の地方裁判所)が裁決。

↓

地主拒否

上訴

高等裁判所(Court of Appeals)が裁決。

↓

地主拒否

上訴

最高裁(Supreme Court)が決定。

※③農地改革法(CARL)上、地主が拒否してもLBPが土地評価額を振り込んだ時点で国による買収は完了したこととなり、土地は受益農民に配分される。不服の地主は、純司法の裁判で争うこととなる。

④CLOAは、登記をもって法的にTitleと同等となる。CLOAには「土地代金は未償還である」旨のROD記載の注記があり、LBPから償還完了の報告を得てRODが同注記を抹消しない限り受益農民がCLOAを転売するのは不可能。償還状況はLBPが監視し、3年間滞った場合DARに報告する。

１１．CARP資金

CARPの資金は、1987年7月の布告131号(Proclamation No.131)によって設けられた農地改革基金(Agrarian Reform Fund:ARF)から拠出されるが、ARFの主要財源は国有資産民営化基金(Assets Privatization Trust:APT)に繰り入れられる国有資産の売却益と大統領行政規律委員会(Presidential Commission on Good Government:PCGG)が差し押さえたマルコス不正取得資産の売却益である。

CARPの総必要経費は221.09十億ペソ(=約880十億円)と見込まれている。

内訳	・土地取得配分費	80.62十億ペソ(=約320十億円)
	・農民支援サービス費	98.64十億ペソ(=約390十億円)
	・各実施機関業務費	41.83十億ペソ(=約170十億円)

計画上は1994年度までのCARP実施に123.89十億ペソ必要とされているが、実際に賄えたのは33.747十億ペソ(1994年度までの必要額の27%)にすぎない。

１２．ラモス政権のCARPに対する取り組み

フィリピンの工業化は農業生産力の向上を土台に達成されるべきで、このためには農地改革による自作農の創設と経済機会の均等化が不可欠としており、「中期開発計画'93～'98」も「フィリピン2,000」もこれが骨子となっている。

歴代の政権による土地配分実績を見ると、ラモス政権での進捗は際立っている。

	マルコス政権(在任14年)	アキノ政権(在任6年半)	ラモス政権(在任2年半)
配分実績	70,178ha	848,515ha	1,053,877ha
対NGO姿勢	敵対	協調	GO=NGO

この進捗の要因としては、CARPも既に8年目に入り、CARP実施関係者がCARPに通じ作業が軌道に乗ってきたと言う面もあろうが、各政権のNGOに対する姿勢の違いも大きいと思われる。

マルコス政権：徹底的にNGOと敵対し、多くの有為なDAR職員がマルコス政権下での農地改革に失望しNGOに身を投じた。

アキノ政権　：敵対から協調へ移行し、DARとNGOの共同プロジェクトも開始された。

ラモス政権　：過去一貫してフィリピンNGO連合の中核的立場で活躍してきたガリラオ氏を農地改革大臣に抜てきした。ガリラオ大臣はDAR幹部をNGOで固め、既に政府(GO)とNGOの垣根は無いに等しい。

フィリピンは日本と異なりNGOの活動が非常に活発で、特に農村部においてNGOは無視できない存在である(例えば、我国のCARPに対する最初の無償協力案件となった「ハラハラ農業開発計画」では、プロジェクト施設の管理運営主体となる農民組織の組織化を現在NGOが指導しており、我国のプロジェクト一つとってもNGO抜きに進め得ないのが実状)。草の根レベルで実施していかなければならない農地改革には、地方の様々な組織(People's Organization:PO)、NGOとの協調が不可欠であり、NGOに対する影響力の大きなガリラオ氏を大臣に据えたという事実は、ラモス大統領の農地改革に対する正確な認識と並々ならぬ意欲を示すものであり、結果として驚異的な進捗につながっているものと思われる。

※ラモス政権になって農地改革に対する取り組みが後退しているという意見が聞かれるが、

・どのような計画であれ、計画とは策定時と完了時に花火が打ち上がるが実施中は静かであるのが普通である。

・CARPに関しては、実施内容、実施体制、それらを支える法律等必要な枠組みは全てアキノ政権時に固められている。ラモス政権の任務はその枠組みに則っていかに進捗を図るかだけであり、必要なのはアドバルーンを上げることではなく、進捗により自らの力量を示すことである。

訳で、歴代政権の中で飛び抜けた実績を上げている点を見ていないものである。

１３．DARの開発戦略

広大なCARP対象地を限られた資金で開発していくためにDARは農地改革コミュニティ(Agrarian Reform Communities:ARCs)という重点実施地域を設定し、全国農村の開発拠点として受益農民とGO(政府機関),PO,NGOが連携協力した総合農村開発事業を実施していくこととした。

農地改革コミュニティ(ARCs)：

CARP受益農民が住民の多数を占めるバランガイ(村)、あるいは複数のバランガイから成り、事業管理主体は農民組合(Cooperative)である。DARは1ARCに1名のARC開発補助員(Development Facilitator:DF.DAR職員)を配置する。DFはARC内に既存の農民組合が無い場合には新規組織化を、既存の農民組合が複数ある場合にはその統合を促すと共に、各種事業を誘致するための作業を手伝う。1995年6月時点で全国1,243ヶ所のARCsが設定されており今後農民支援事業が重点的に実施されることとなる。

１４．フィリピン農地改革をとりまく問題点

(1)資金不足が最大の問題。

(2)農地配分後は、農民の所得向上のため可及的速やかに配分農地の開発(インフラ整備)を行う必要があるが(配分農地での生計が成り立たなければ農民にとって配分農地に留まる意味はなく、農民が配分農地を捨てれば結局農地改革が失敗に帰する)、開発計画を立てるに足る精度の地図がない。

(3)農地改革やDARの能力に対する偏見(農地改革などそもそも平和裏には実現困難。CARPを計画通りに達成できないDARは無能力・職務怠慢である。)が根強い。

- CARP発足以来の土地配分面積は既に3.2百万haに達し、戦争にも革命にも依らず社会的混乱も引き起こさずに日本の農地改革面積2.7百万haを上回る実績を上げている。
- 10年間に10.3百万ha(日本の国土面積の1/4強)もの土地の所有権を移転し、各種支援サービスまで提供しようという計画がそもそも現実的か？又、DARの土地配分実績400千～500千ha/年間(日本の2～3県の平野面積に相当)は非難されるような数字か？
- 農地が配分されてもインフラ整備を中心とする十分な支援サービスがなければ、農民の所得が目に見えて向上することはあり得ない。しかし、インフラ整備には十分な資金と時間を要する訳で、配分された農地での農民の所得が即向上しないとしてもそれを資金も時間も制約されているDARの責任にするのは妥当か？

等を勘案する必要がある。

(4)CARPは、1998年6月に満了する計画であるが、一つの政権を倒した重大施策であるだけに1998年6月には国を挙げての一大評価がCARPに下されることになるのは確実。計画を下回るとは言え農地配分はかなりの実績を上げると思われるが、農地配分を受けた農民の所得水準が引き続き低位のままでは国民の農地改革に対する世論が大きく後退する恐れがある。ここで農地改革が挫折すると国民の半数を占める購買力ゼロの層の経済的立場が固定され、今後の国内市場の拡大もそれに伴う国内産業の発展も期待できなくなってしまう。残る3年弱の間にどれだけ多くの配分農地で農地改革の効果としての農民の所得向上を実証できるかが1998年以降の農地改革の行方を左右することになる。

↓

日本としては、

- 農地配分後の農民の所得向上(農地をベースとした)に資する協力を行う必要がある。
- 限られた時間と資金の中でできるだけ多くの農民に効果を及ぼすためには、1単位当たりのコストが小さく技術的に高度でなく全国的に波及可能なプロジェクトの形態を追求する必要がある。
- 1998年までに協力を集中させ、DARが農地改革の効果を国民に実証しその後の農地改革に国民の支持が引き続き得られるよう側面支援をする必要がある。
  - →1998年までは、DAR案件については特別枠で毎年無償、開発調査各1件採択する程度の重点支援があって良いのではないかと思われる。

１５．諸外国のCARPに対する援助状況

(1)日本の協力案件

番号	実施期間	協力形態	プロジェクト名	金額	内　　容
1	'88～'90	開発調査	ハラハラ農業開発計画(F/S)	－	リサール州ハラハラの4,930haを対象とする農業開発計画。
2	'91～'92	〃	農地情報整備計画(M/P)	－	パンパンガ州107,830haの地図作成とマラガン入植地及びメキシコ・サンタアナの農業開発ポテンシャル調査。
3	'92～'93	無償	ハラハラ農業開発計画(フェーズⅠ)	1,137百万円	開発調査('88～'90)の結果を受けた約430haの農業開発計画。
4	'93～'94	〃	ハラハラ農業開発計画(フェーズⅡ)	907百万円	〃
5	'93～'94	開発調査	パラワン南部農地開発計画(F/S)	－	パラワン州都プエルト・プリンセサの南に位置するタグンパイ入植地約2,000haの農地開発計画。
6	'94～'97	ミニプロ	地図作成	－	DAR所有の航空写真と図化機を使用した地図作成技術をDAR職員に移転するもの。
7	'95～	無償	データ・ベース整備計画		土地に係る様々な情報を統合管理するデータ・ベースを供与し農地改革作業の迅速化を図るもの。
8	'95～	開発調査	辺境農地改革地域開発計画(F/S)	－	全国的に分布する農地改革対象の辺境丘陵地を低コストで開発する手法を検討する調査。
9	'95～	円借款	農地改革インフラ支援事業（フェーズⅠ）	8,201百万円	全国96ARCsを選定し、小規模かんがい施設、道路等のインフラを整備するもの(2,010年までのフェーズⅡ、Ⅲを想定)。

(2)諸外国、国際機関の主な協力案件

①農村開発支援計画(DRDAP)：'88～'91,オランダ,総事業費US27百万＄
オランダの肥料無償。フィリピン政府は、この見返り資金で農民組織化、農業普及、農村工業、農民金融等に係る2千万円/件程度の小規模プロジェクトを169地区実施した。

②土地管理開発計画(NRMDP)：'89～'92,オーストラリア,総事業費US41千＄
ヌエバエシハ州タバカオ、シクシカン・マタンダ両村の旧大農園(Landed Estates)470区画計498haをモデルに、土地境界のデジタル化を導入し土地配分手法の改善を行うもの。

③農地改革農村開発技術支援(TSARRD)：'90～'94,FAO,総事業費US6,167千＄
コミュニティ形成技術者(Community Organizer)や農民リーダーの養成を通じて、受益農民の組織化、企業化を行うもの。

④総合家族計画：'90～'93,FAO,総事業費US268千＄
農村開発の一環として家族計画について農民教育・訓練を行うもの。

⑤土地情報観測改善計画：'91～'96,スウェーデン,総事業費US3,446千＄
西ミンドロ州のサブラヤン、ミンダナオ島アグサン・デル・スール州のタラコゴン及びブキドノン州のバンガントカンをモデルに、土地情報の収集方法及びコンピューターによる管理方法をとりまとめ、土地配分の効率化を行うもの。

⑥DAR-DENR入植地植林計画：'91～'94,ADB,総事業費US102千＄
北コタバト州の第2入植地及びタルラック州のパグ・アサ入植地をモデルに、入植地における生態系保全手法を検討するもの。

⑦ミンダナオ・プランテーション改善調査：'92～'93,世銀,総事業費US600千＄
ミンダナオ島のゴム・プランテーションにつきCARP受益農民が便益を享受できる方向でリハビリ、拡張する5ヶ年計画を策定するもの。

⑧5ARCs開発調査：'93～'94,USAID,総事業費US125千＄
西ミンドロ州のサブラヤン、アグサン・デル・スール州のサンタ・ホセハ、ザンボアンガ・デル・スール州のシアイ・ディプラハン、東ネグロス州のバヤワン入植地及びカガヤン州ピアットのマドヴィラARCの計5地区のローカル・コンサルによるF/S。

⑨5州農地改革支援計画：'95～2,000(5年間),EU,総事業費950百万ペソ
西ネグロス州、アグサン・デル・スール州、アグサン・デル・ノルテ州、カマリネス・スール州、ソルソゴン州イロシン計5州の44ARCsを対象に、土地420千haの配分作業用測量・事務・輸送機器、農民組織化に要する人件費、農民金融、農業普及用資機材、プロジェクト管理費及び要員の供与と農村インフラの建設を行うもの。

⑩農地改革支援計画：'95～'97,ベルギー,総事業費182百万ペソ
東ネグロス州、ボホール州、セブ州の11ARCsを対象に、土地16千haの配分作業用測量・事務・輸送機器の供与と、農民組織化、営農・収穫後処理に係る支援を行うもの。

１６．フィリピン農地改革の歴史（引用文献：巻末①）

1380年　南部のスール一諸島にイスラム教伝播。
　※スペイン植民地以前、土地はバランガイ（村）の共有で焼畑、遊牧が一般的であった。

1521年　マゼラン（ポルトガル人）、スペイン王命でマクタン島（ビサヤ）に上陸し、同島のスペイン領化とキリスト教の布教を宣言。マクタン島の酋長ラプラプは、これに怒りマゼラン軍と衝突、この戦闘でマゼラン死亡。

1543年　スペイン人ルイ・ロペス・デ・ヴィラロボスがサマール島へ遠征し、レイテ、サマール両島を「Filipinas」と命名、これが「フィリピン」の語源となる。

1565年　スペイン人レガスピの艦隊がボホール島に上陸、以後約300年間にわたるスペインのフィリピン統治が始まる。

1570年　レガスピ、マニラを征服し、翌1571年にフィリピン群島の首都と定める。
　※スペイン人入植者が、共有地は買上げ、非所有地には権利を設定しスペイン王領としての取得を進める。取得された土地はカソリック牧師や兵士に分配され「エンコミエンダ」への道を開くこととなった。
　「エンコミエンダ」：スペイン人牧師、兵士である領主（エンコミエンデロ）が住民（フィリピン人）から生産物（農作物、家畜、織物等）を税として徴収して治める自治領。
　↓
　スペインは、18世紀末までにフィリピン農産物の国際貿易化を図り、これにより、自給穀物から換金作物への転換、生産量を増やすための大土地所有が進み、「アシエンダ」の誕生につながった。

1700年代末　「アシエンダ」誕生。
　「アシエンダ」：主にスペイン人牧師が地主（アシエンドロ）である換金作物生産の大規模農園。通常、地主は「インキリノ」と呼ばれる小作人に小作契約により農地を賃貸するが、「インキリノ」は更に末端小作人に又貸して中間地主の立場を取ることになり、地主、中間地主と末端小作人との経済的格差が顕著となっていく。

1869年　スエズ運河開通。
　※これを契機としてホセ・リサールを始めとする多くの若いフィリピン人がスペイン等のヨーロッパ諸国へ留学した。彼らは故国に自由主義的思想を持ち帰り、フィリピン人の民族自立意識が徐々に高揚していく。

1896年　アンドレス・ボニファシオ率いる下層階級から成る秘密結社「カティプナン」がマニラでスペイン植民地政府に対して武装蜂起し、フィリピン革命勃発。騒乱は全国に広がる。

　スペイン植民地政府、革命を背後で指導したとしてホセ・リサールを現在のリサール公園で銃殺刑に処す。

1898年　ボニファシオ（1897年、革命の主導権をめぐる内紛で処刑される）に取って代わった上流階級の革命指導者エミリオ・アギナルドが対スペイン独立を宣言し、革命政府樹立。

　米西戦争で米国勝利。スペイン、フィリピンを2千万ドルで米国に売却しフィリピンより撤退。

1899年　アギナルド、第1次フィリピン共和国(別称マロロス共和国)を樹立。しかし、スペインに代わってフィリピンの植民地化を企図する米国との思惑が対立し、比米戦争勃発。

1901年　アギナルド、イサベラ州パラナンで米軍に逮捕される。

1902年　米国、フィリピン平定完了を宣言し、以後1935年まで米国植民地政府がフィリピンを統治。

「フィリピン法」制定。
1)フィリピン最初の国勢調査の実施(1903～1905年)と、その結果に基づく2年後の選挙によるフィリピン議会の創設(1907年)を規定。
2)土地保有限度を個人16ha、法人1,024haとし、米国人の農地所有権を認めた。
※2)はフィリピン農業分野への米国権益の開拓を狙ったもの。

「土地登録法」制定。
地主は、土地所有の登録を義務付けられたが、登録により法的に所有権が認められたのは、ほとんどが大地主。
※実際より大面積を登録する不正登録がはびこり、一方貧困小地主は、法制定を知らなかったり登録書類作成費が無いなどの理由でほとんど登録されていない。

1903年　「牧師所有地法」制定。
米国は、23ヶ所の大規模牧師所有地(総計166,000ha)を7百万ドルで買上げ、6万人のフィリピン人小作人を対象に買上げ額に利息を加えた額で売却した。
※これは頻発する農業争議を鎮静化させるための法であったが、土地代が一般の小作人の手に届かない額であったことと、後に外国人も対象となる旨改正されたことから、米国籍の砂糖会社がヌエバ・エシハ州サン・ホセの土地を買取ったのを皮切りに米国投資家の参入が激増し、フィリピン人小作人に実際渡ったのはわずかであった。

「自作農場法」制定。
フィリピン人に一人最高16haの未墾公有地を与え自作農を創設するもの。
※「公有地」の定義がなされず、又、土地確認調査の実施が極めてスローペースであったことから、1904年から1935年までの間に213,681名の申請に対し35,721名(16%)の認定がされるにとどまった。

1909年　米国議会で「ペイン・オルドリッチ関税法」成立。
※比米間の貿易が免税となる。フィリピンからは砂糖、ココナツ、マニラ麻等の農業一次産品が輸出され、一方米国からは工業製品が流れ込みフィリピン貿易の米国依存体制が確立した。

1916年　米国議会で「ジョーンズ法」成立。
※フィリピンに安定した政府が樹立され次第、独立を与えることとした。

1933年　「フィリピン米小作法(RA No.4054)」制定。
1)純生産額を両者で折半する(小作人:地主=50%:50%)。通常、小作人は地主から営農必要資金を前借りし、収穫後に利子をつけて返済する。
2)地主は小作人に10%を越える金利で金を貸してはならない。
3)小作契約の有効期限は一年で、地主は更新を拒否できる。
4)本法は、市町議会が実施を可決した場合のみ有効。(第29条)
※本法は、フィリピンにおいて小作人と地主の関係を明示した最初の法律であるが、地主層が地方議会の議席を占めていたため実施は限定された。

1934年　米国議会、フィリピン議会で「タイディングズ・マックダフィ法」成立。
※10年間の独立準備期（コモン・ウェルス期）を経てフィリピンを独立させることとした。

1935年　フィリピン憲法制定。
※土地を含む天然資源の処分、利用及び公益事業の運営は、事業体のフィリピン資本比率が60%以上でなければ認めない旨規定。

米国植民地政府からコモン・ウェルス（独立準備共和国）政府へ移行し、マヌエル・ケソンが大統領に就任。日本の対アジア膨張政策に早くから警戒の念を抱いていたケソン大統領は、米国陸軍参謀総長を退任したマッカーサー将軍を軍事顧問として招請。

1936年　米、とうもろこしの価格安定を図る目的で国家米・とうもろこし公社（National Rice and Corn Corporation:NARIC）が設立される。

1939年　国家入植庁（National Land Settlement Administration）が設立され、20百万ペソの資金でコロナダル渓谷（コタバト州）、アラー渓谷（同州）、マリグ平野（イサベラ州）で入植事業に着手し、第二次大戦時26,000戸の農家が移住及び疎開した。
※設立の目的は、当時頻発した農業争議の解消と中部ルソンの人口過剰の緩和。

地域振興庁（Regional Progress Administration）が、大農園（Landed Estate）の買い上げを開始（1950年の同庁改組までに37,750haを買収）。

1941年　米国、日本資産の凍結（7月）に続き、対日石油禁輸に踏み切る（8月）。
7月、ルーズベルト米国大統領は、フィリピン国軍と在比米軍を統合して新たに極東米軍を編成し、総司令官にマッカーサーを任命。

12月、ハワイ真珠湾にて日米開戦。フィリピン方面軍司令官本間雅晴中将率いる日本軍主力部隊、ルソン島パンガシナン州リンガエンに上陸。
マッカーサー、要塞化されたバターン半島とコレヒドール島で日本軍と対決する作戦をとり、極東米軍をコレヒドール島に結集配備。これに呼応して、ケソン大統領、コモン・ウェルス政府をマニラからコレヒドール島に移す。

1942年　1月、日本軍、マニラに無血入城し、日本軍政開始と米国のフィリピン占領の終了を宣言。引き続き、バターン半島（4月）及びコレヒドール島（5月）を制圧。マッカーサーはケソン大統領と共に、「I shall return.」の言葉を残してコレヒドール島からオーストラリアへ脱出。
※バターン半島制圧に伴い、約95千人の米比軍捕虜が投降。日本兵の食糧確保にも事欠く状況下、捕虜は鉄道終点でバターン半島付け根のサン・フェルナンドまで歩かせるしかなかったが、栄養失調とマラリアに悩まされての炎天下の行進は、「バターン死の行進」と言われる程の多くの死者を出した。8月、フィリピン制圧に時間がかかりすぎたとの理由でフィリピン方面軍司令官を更迭された本間中將は、終戦後のマニラ軍事法廷で「バターン死の行進」の責任を問われ、1946年4月、ロス・バニョスにて銃殺刑に処せられる。

東条英機首相、日本の指導の下に大東亜共栄圏の一部となることを条件にフィリピンに独立を与えると宣言。

3月、中部ルソンの貧農が、社会党・共産党の指導の下「フクバラハップ（抗日人民軍）」を結成し、日本軍の食糧確保を困難にするためのゲリラ戦を展開。
※穀倉地帯の中部ルソンは、日本軍の食糧供給基地となっており、ゲリラ戦により地主はマニラ首都圏に逃亡。これにより貧農は一時的に「土地所有者」となったが、戦後、地主は、警察、私兵の動員により旧秩序の回復を図り貧農は駆逐される。

1943年　10月、ホセ・ラウレルを大統領とする対日協力のフィリピン共和国が発足し、フィリピンは日本軍政下で形式上の独立国となる。

11月、ラウレル大統領、大東亜会議(東京)に出席し、南京、満州、タイ、ビルマ、インド代表と共に大東亜共同宣言を採択。
※植民地としてアジア諸国を長年搾取してきた英米蘭国に対する戦争を日本を指導者として完遂することで独立を果たし、参加各国の共存共栄によって世界平和確立に貢献しようというもの。しかし日本は、朝鮮、台湾については日本領土の一部であるとして代表を呼んでおらず、「植民地からの解放」という謳い文句に対する自己矛盾を露呈している。

1944年　10月、山下奉文大将、フィリピン方面軍司令官としてマニラに着任。

マッカーサー、「I have returned.」の言葉と共にレイテ島に上陸。

日本本土防衛の天王山レイテ沖海戦で日本軍大敗し、太平洋戦争の行方がほぼ決した。
※レイテ沖海戦：瀬戸内海を出発した小沢空母機動艦隊が南進しおとりとなって米軍のハルゼー空母機動艦隊を北に引きつけ、その間に、ブルネイを出発した戦艦「大和」「武蔵」を擁する栗田艦隊がレイテ湾に突入し、湾内に停泊中の米軍輸送船団及び護衛艦隊を撃滅しようというもの(兵力的には約1/10の捨て身の日本軍がなけなしの空母を犠牲にし、巨艦の長距離砲に命運を託した日米最後の海戦)。小沢艦隊はほぼ全滅状態になりながらもハルゼー艦隊を北に引きつけたが、栗田艦隊はレイテ湾突入を目前に艦首を反転しブルネイに帰投、後年米国の歴史研究家から「栗田艦隊、謎の反転」と呼ばれることとなる。栗田艦隊援護のための航空兵力が乏しいフィリピン方面軍は、この海戦で初めて「神風」特別攻撃隊による爆弾を積んでの体当たり戦法を採用し、本海戦での日本側の主たる戦果はこの特攻隊によるもの。

1945年　1月、山下大将、日本軍司令部をマニラからバギオへ移す。その後、バンバン(4月)、キャンガン(5月)、ナガカダン(6月中旬)、アシン河渓谷のハバンガン(6月下旬)へと敗走する。

2月、マニラ市街戦始まる。
※日本軍、イントラムロスに立てこもり抵抗。当初フィリピン人の身の安全に配慮していたマッカーサーもマニラ侵攻後2週間も攻略できないことに苛立ち、一帯への無制限、無差別攻撃を命令、これにより多数のフィリピン人が巻き添えとなって死亡。

3月、マニラ及びコレヒドール島の日本軍玉砕。

8月、日本、広島と長崎に原爆を投下され、連合国軍に無条件降伏し終戦を迎える。

9月、山下大将、ハバンガンで日本の敗戦を知り、米軍に降伏。
※山下大将は、マニラ軍事法廷で、指揮下軍隊の行動を統率せず、マニラ市街戦で十万のフィリピン人を虐殺したとの罪に問われ、1946年2月、ロス・バニョスにて絞首刑に処せられる。

1946年　フィリピン、米国から独立し、フィリピン共和国発足。マヌエル・ロハスが初代大統領に就任。
ロハス大統領が米小作法を改正(RA No.34)。
1)小作人の取り分を70%とする(小作人:地主=70%:30%)。
2)地主が小作人に金を貸す場合の上限金利を10%から6%に引き下げる。

1946年　比米間で「ベル通商法」が締結される。

1)比米間の自由貿易関係を1954年までとし、その後は互いに相手国製品に対し年5%づつ漸増する関税を課し、1974年に100%の関税とする。

2)米国人にフィリピン人との「同格権」を与え、米国人による天然資源の処分、利用及び公益事業の運営を認める。

※2)に関して1935年制定のフィリピン憲法の改正が必要となったが、国土の荒廃で疲弊した国民はこれと抱き合わせの「タイディングス復興法（フィリピンで戦争による損害を受けた者(=フィリピン人に限らない)に対する総額620百万ドルの支出を規定）」につられて国民投票により憲法を改正。

1947年　比米間で「軍事基地協定」と「軍事援助協定」が締結される。

※「軍事基地協定」：在比23ヶ所の軍事基地を99年間にわたって米軍に提供する。

「軍事援助協定」：米国は、フィリピン国軍に武器、弾薬、装備、補給品を供給し、必要な助言を行う。

1948年　「フクバラハップ」は、ロハス大統領により非合法化され、その名を「人民解放軍」に改め小農支援の非合法武装闘争を続けた。

1950年　キリノ大統領が国営入植地計画の促進を図る目的で入植地開発公社(Land Settlement Development Corporation)を設立。

1951年　比米間で「相互防衛条約」が締結される。

※一方が武力攻撃を受けた場合、他の一方もこれを自国に危険を及ぼすものとみなし、国の憲法上の手続きに従って共同の危険に対抗する行動をとることを宣言したもの。

1952年　米国はGHQで日本の農地改革を担当したロバート・ハーディーをフィリピンに招請、4ha以上の農地収用をうたった「ハーディー報告」の実施をフィリピン側に勧告したが、キリノ大統領これを内政干渉として受け入れず。

※米国は、共産主義拡張を防ぐ軍事拠点としての重要性を持つフィリピンに対し、農地改革によって民主化を進めるか、共産主義の人民解放軍を抑えるため地主に協力するかのジレンマに立たされた。

1954年　マグサイサイ大統領が「小作法(RA No.1199)」を制定し、米小作法の取り分比率(小作人:地主=70%:30%)の適用をとうもろこし農地に拡大した。

入植地開発公社を国家入植復興庁(National Resettlement and Rehabilitation Administration)に改組し、国営入植地開発の推進に努めることとした。

比米間で「ラウレル・ラングレー協定」が締結される。

1)関税の賦課開始を2年遅らせ1956年からとする。

2)1974年までの関税漸増は、フィリピン側を加速し米国側を減速させる。

3)米国人がフィリピンでいかなる事業活動もできるよう米国人の「同格権」を拡張した。

※2)はフィリピンに有利だが、これと引換に3)をのませられた。

「小売業フィリピン化法」制定。

10年間の猶予をおき、1964年からフィリピン資本100%の事業体以外小売業に従事できない旨規定。

※1964年の実施の段になって初めて米国人の妨害行動を引き起こすことになるが、制定時点ではほとんど米国人の関心を引かなかった。

1955年　マグサイサイ大統領が「農地改革法(55年農地改革法:RA No.1400)」を制定し、実施機関として土地取得庁(Land Tenure Administration:LTA)を設置、米、とうもろこし農地の買い上げ、小作人への売り渡し業務を開始した。

1)地主の保有限度を連続した土地において、個人300ha、法人600haとし、分散している場合は対象としなかった。

※土地の収用は、当該農地の過半数の小作人による共同申請があった場合に限られており、地主は申請をしようとする小作人を脅迫したこと、又、憲法上「正当な補償」なしに収用はできず、「正当な補償」を求める地主に対し土地取得庁は買収不能となったことから実績は上がらなかった(買収実績は18,742haのみ)。

1963年　マカパガル大統領が「農地改革法(63年農地改革法:RA No.3844)」を制定し、実施機関として国家農地改革会議(National Land Reform Council:NLRC.農地改革に関する最高意志決定機関)、農地庁(Land Authority:LA.国家入植復興庁と土地取得庁を合併して発足)及びフィリピン土地銀行(Land Bank of the Philippines:LBP.地主への補償金支払機関)を設置した。

1)米・とうもろこし農地が対象。

2)全国一斉に実施するものではなく、農地庁長官を議長とする国家農地改革会議による農地改革区の選定・布告により、その地域内に限って実施された。

3)2段階にわたる農地改革を規定。

第1段階:分益小作(小作人:地主=70%:30%)から定額小作(Leasehold Operation:小作料を契約前過去3作期平均純生産額の25%額に固定するもの)へ移行させる。

第2段階:定額小作から自作農へ移行させる。地主保有限度を75haとし、政府が「正当な補償」をもって地主から買収し、受益農民は、購入価格に年6%の利子及び経費を加えた金額を25年償還で政府に支払う。

4)地主への従属を軽減するために、農業普及活動、農民金融、法律相談、農協設立、インフラ整備等農民支援事業の実施がうたわれた。

5)農地改革区は8州13市町(小作農民数 13,860人、耕作面積 35,147ha)され、分益小作10,291人のうち3,785人(登記済み 896人、未登記 684人、口頭契約 2,205人)が定額小作に移行した。

※本法は、フィリピン農地改革史上初めて土地移転(Land Transfer)につき明示したもの。

1965年　マルコス氏が大統領に当選、「63年農地改革」の推進を表明。

※71年末までに120市町の農地改革区を設置したが、この時期に登記された定額小作は5,767人、フィリピン土地銀行による農地買収も3,888haにとどまった。

1966年　「比米軍事基地協定」が改正され、基地提供期間が99年間から25年間に短縮されると共に、以後双方の合意に基づき5年毎に更新されることとなった。

※比米関係は、1950年代の初めから冷却化していく。

・「ベル通商法(1946年)」により、フィリピン人が飢餓と病気に苦しんでいるのにつけこんで、フィリピンを再植民地化するための米国人の「同格権」のために憲法改正までさせられたことに気付く。

・「タイディングス復興法(1946年)」の目立った受益者は戦争で被害を受けた米国人実業家であった。

・「軍事基地協定(1947年)」では米国軍人が基地外で犯罪を犯した場合裁判権はフィリピン国にある旨規定されていたが、米国は犯罪者をフィリピン法廷に引き渡さず、「任期が満了した。」という口実で本国に送還するのが常であった。

・「比米相互防衛条約(1951年)」は、自動的報復条項を含んでいないため参戦の決定はひとえに米国議会の判断に委ねられており、形式的な条約にすぎないことがわかった。

・1953年、米国は、フィリピン国内の基地は貸与されているのではなく米国が所有しているものである旨主張(1956年、米国はフィリピン側の反論を受け入れ、基地用地のフィリピン国への帰属に同意)。

・米国は、フィリピンの工兵隊一大隊を保安を口実にベトナム戦争へ派遣。
・「小売業フィリピン化法(1964年)」の実施に当たって、米国人がこれを反米行為と非難し妨害行動を起こした。

↓

フィリピン国民の反米感情、民族主義が高揚していく。

1969年　新人民軍(NPA)が結成される。
※社会的に最も搾取され抑圧されている農民の土地闘争を武力で支援することにより農村の共産化を達成し、共産化した農村で包囲することによって最終的に都市も共産化させようというフィリピン共産党再建者ホセ・マリア・シソン(1930年創設のフィリピン共産党は、旧世代指導層と若い世代の対立、議会主義闘争か武装闘争かの対立で分裂。)の基本戦略の下に結成されたフィリピン共産党の武装組織。

マルコス大統領再選される。

1971年　マルコス大統領「63年農地改革法」を改正し、実施機関として農地改革省(Department of Agrarian Reform:DAR.農地庁を改組)を設置した。
1)分益小作から定額小作への強制転換を規定。
2)地主保有限度を75haから24haへ引き下げた。

1972年　マルコス大統領、戒厳令を布告し、ベニグノ・アキノ上院議員を始めとする政敵を逮捕・収監。
(背景)・1970年のペソ変動相場制への移行による対ドル相場の暴落と消費者物価の高騰により庶民の不満が増大。
・愛国青年団や青年民主同盟等の学生過激派が反米・反体制の活動を激化。
・新人民軍(NPA)が武力解放を唱えて、マニラ首都圏の官公庁、大使館等を爆破。
・極右による大統領暗殺未遂事件発生。
・モスレムの分離独立運動(モロ民族解放戦線)の活発化。
・社会に横行する汚職、犯罪組織の暗躍。

↓

「病める社会」から農地改革を礎石とした「新社会」への転換を国民に訴える。
(目的)・農民の要求を受け入れて、地方の治安悪化を沈静化させる。
・大土地所有制を崩壊させ、伝統的地主階級である政敵の政治的支持基盤を削ぐ。
・バランガイ(村)を中心とする地方組織に自らの政治的支持基盤を構築し権力の安定化を図る。

マルコス大統領、「小作農解放令(PD No.27)」を布告。
1)全国一斉に自作農創設を宣言。
2)対象は、米・とうもろこし小作農地のみ。
3)受益者は、小作人のみ(農場労働者は対象外)。
4)地主の農地保有限度を7haとした。
5)小作人に土地権利譲渡予約証書(Certificate of Land Transfer:CLT)を交付し、小作人が土地代金を完済した時点で土地権利証書(Emancipation Patent:EP)を交付する。
6)小作人は、土地価格(本法発布前の3収穫年の平均粗生産額の2.5倍相当額)に年6%の利子を加算した額を15年均等年賦で地主に支払うこととし、政府は政府関連公社の株券をもって小作人の負債償還を保証する。
※地主は、小作人を追放して自作農化するか、作物転換するか、保有限度以内となるようファミリーで土地を分割すれば農地改革を免れた。

1974年　世界の砂糖相場が高騰(～75年)。

1976年　世界の砂糖相場が急落(～79年)。

マルコス大統領、砂糖相場の急落に伴いさとうきび農地から転作した米・とうもろこし小作農地を「小作農解放令」の適用除外とした。

1980年　ベニグノ・アキノ元上院議員、病気療養(心臓手術)の名目で米国へ出国。

1981年　マルコス大統領、戒厳令を解除し、ストライキを合法化した。

1982年　マルコス大統領、小作人が年賦を2回支払いフィリピン土地銀行(LBP)に土地を担保に供した時、土地権利証書(EP)を交付することに法改正する。

1983年　米国から帰国したベニグノ・アキノ元上院議員、マニラ国際空港で暗殺される。
※これを契機に、マルコス打倒、民主主義回復を訴える集会・デモが急増し、大衆行動も急進的・戦闘的性格を帯びるようになる。特に、外国資本が一斉に逃避し始めたことから、都市部のビジネス階層による反マルコス運動が高揚する。

1984年　世界の砂糖相場が暴落し(～87年)、ネグロス島は「飢餓の島」として世界的注目を浴びる。

1985年　3月、国軍改革運動(RAM)が結成される。
※国軍の将校は、フィリピン士官学校出身者と一般大学出身者に分けられる。前線で反乱軍と戦闘しなければならないプロフェッショナルの軍人であるフィリピン士官学校出身将校に対し、多くがマルコス大統領と同じイロコス州出身の一般大学出身将校は軍のエリート・コースである国家情報公安庁(NISA)や大統領警護隊への配属、定年の延長等で優遇された。待遇の差、一般大学出身の無能で年老いた将軍を上官としなければならないプロ軍人としての屈辱、ますます強まる彼らのマルコス大統領に対する忠誠とそれに伴うマルコス大統領の国軍私兵化(ベニグノ・アキノ暗殺もこの一端)等に反発したフィリピン士官学校出身者が組織。双方の実力者は、フィリピン士官学校出身者側がラモス副参謀長(ただし、ラモス氏自身には政治的野心が少なく運動の指導者ではなかった)、一般大学出身者側が長年マルコス大統領の個人的運転手やボディガードを努めて取り立てられたベール参謀総長(1984年10月のベニグノ・アキノ暗殺事件真相究明委員会において事件への関与を指摘され参謀総長を休職)であった。大統領への野心を持つエンリレ国防相(文民)と国軍改革運動は、反マルコスで利害が一致し1986年初めのクーデター決行を計画したが、1985年11月の突然のマルコス大統領による大統領選挙の繰り上げ発表で計画延期を余儀なくされた。

12月、ベニグノ・アキノ暗殺事件の本裁判で、ベール参謀総長を始めとする被告全員に無罪が言い渡される。
※国民のマルコス大統領に対する信頼が失墜する。

1986年　1月、マルコス大統領、大統領選挙戦が激化する中、年賦支払がなくても土地権利証書(EP)を交付することに法改正し、農民層の支持獲得に努める。一方、コラソン・アキノ候補(故ベニグノ・アキノ元上院議員の未亡人)は、本格的な農地改革の実施を選挙公約に掲げる。

2月、大統領選挙が繰り上げ実施され、マルコス陣営による100万票にのぼる票の不正操作が発覚。エンリレ国防相とラモス副参謀長がマニラのアギナルド基地で決起、エドサを民衆が埋め"ピープルズ・パワー"の2月革命が勃発。マルコス大統領はハワイへ逃亡し、コラソン・アキノ氏が大統領に就任。

1987年　1月、「メンジョーラ橋事件」発生。
※大統領就任から1年が経とうとしているのに未だ農地改革の具体的措置が採られないとしてマラカニアン宮殿前でアキノ大統領に対する抗議のデモ行進をしていた農民デモ隊に、アキノ大統領の命令で軍が発砲し19人が死亡した事件。国民各層は大いに失望し、事態の処理で苦境に立ったアキノ大統領は農地改革の実施を急がざるを得なくなった。

2月、新憲法が制定され、この中で農地改革の実施が義務付けられる。
※その他、主な内容は、
(1) 1992年6月以降、正副大統領は国民の直接選挙により選出し、大統領の任期は6年で再選は禁止。
(2) 大統領の立法権及び議会解散権を廃止し、二院制を復活させる。人身保護令停止権と戒厳令布告権は有効期限を60日以内とし、両院議員総数の過半数の同意で布告を停止、破棄できることとした。
(3) 1991年9月の比米軍事基地協定失効後は、国民投票による過半数の承認を得た場合を除き、外国基地、部隊、施設を認めないこととした。
(4) 天然資源開発及び公益事業に対する外国資本の参加比率は40%以下とし、外国製品との不公正な競争からフィリピン経済を保護することとした。

7月、アキノ大統領、「総合農地改革計画(CARP)」の制定を布告(Proclamation No.131)し、実施大綱を公布(EO No.229)。

8月、国軍改革運動(RAM)主導の大規模なクーデター未遂事件発生。
※アキノ大統領の政治犯釈放と共産主義勢力に対する政治的和解姿勢に国軍改革運動が強く反発(国軍内の派閥構成は、ラモス氏に代表されるアキノ忠誠派が50%、国軍改革運動が25%、中立派及びマルコス残党が残り25%)。アキノ政権下で合計7回のクーデター未遂事件が発生するが、事態収拾には結局国軍の力を借りねばならず、その度にアキノ大統領の国軍依存が強まり(国軍は、伝統的に強硬な反共主義)、やがて共産主義勢力に対する強硬路線に転換する。

1988年　6月、アキノ大統領、「総合農地改革法(CARL:RA No.6657)」を制定し、1998年6月までの10年間にCARPを実施することとなる。

1989年　12月、国軍改革運動(RAM)主導の大規模なクーデター未遂事件発生。
※「無能で富裕層優遇の腐敗したアキノ政権打倒」が目的。アキノ大統領は反乱軍鎮圧のため在比米軍の支援を要請し、これに基づき米軍が軍事介入する。国軍はそもそもマッカーサーの指導の下に創設(1936年)され、米国からの様々な軍事援助により育成されてきた性格上伝統的に親米であったが、これを契機に反米指向を強め米国支配から独立した国軍の創設、米軍基地の撤去を目指すようになる。

1992年　7月、フィデル・ラモス氏(アキノ政権下で参謀総長、国防相を歴任)が大統領に就任。

11月、米軍、フィリピンから撤収。
※1565年のレガスピ侵攻以来、外国軍隊の存在しないフィリピンがようやく実現した。

1993年　2月、ラモス大統領、「フィリピン2,000」を発表し、農業生産力の向上を土台に西暦2,000年までにアジア新興工業国の仲間入りを果たす方針を表明。

6月、ラモス大統領、CARP5周年記念式典(ケソン州サンパロック)にて大統領任期末(1998年6月)までにCARPを為し遂げる旨宣言。

１７．日本の農地改革の概要（引用文献：巻末②）

(1)歴史

1896年　民法公布。

(1)小作権は登記をもって第三者に対抗できる。

(2)小作料は地主・小作間で自由に定めるものとし（小作料は定額物納制が一般的）、小作料滞納の場合地主は理由如何に関わらず小作契約を解約できる。

※登記には地主の同意が必要であり、自己にとって不利益となるだけの登記に応じる地主などおらず、弱い立場の小作人を何ら救済するものではなかった。

1899年　農地改良事業の根本法である「耕地整理法」制定。

※事業申請者は土地所有者（地主）に限られた。地主は、農業生産量の拡大により合理的に小作料の引き上げを行い、土地価格を高め、大きな利益を得た。

1914年　第一次世界大戦勃発（～18年）。

※大戦後農村を襲った農業恐慌を契機として、地主・小作人の対立が小作争議という形で表面化する。小作人の要求は小作料の減免、地主の小作地取上げ反対等であり、従来地主に対する個人的哀願の形態を取っていたものが、小作人が団結し小作人組合を結成し更に全国的農民組合に加盟し統一した指導の下に抵抗したのに対し、地主もまた地主組合を組織して対抗。

小作争議の件数は、大戦直後の数百件/年から、1921年以降1,500～1,600件/年、1925年以降2,000件台/年、1931年以降3,000件台/年、1935年以降6,000件台/年へと年と共に激増していく。

これらの小作争議、組合運動のため、農村の平和は破壊され農業生産は減退せざるを得なかった。

1922年　日本農民組合設立。

1925年　大日本地主協会設立。

1931年　満州事変勃発。

※石原関東軍参謀が自らの「世界最終戦論」（日本は、やがて米国と最終戦を戦うことになるが、それに先立ち対ソ戦に勝たねばならず、このためには満州と蒙古を日本領としておく必要があり、歴史的にみても「満蒙」は漢民族よりも日本民族に帰属するのがふさわしいというもの）に基づき、奉天市郊外柳条湖の「満鉄」のレールを夜の闇にまぎれて爆破し、これを中国軍による不法な攻撃として軍事行動を起こしたもの。

1932年　日本、満州地方を「満州国」として中国から独立させる。これに対し中国が国際連盟に提訴。

1933年　日本、リットン調査団の「満州国は日本のかいらい国家であり、主権は中国に属する。」との勧告を不服として国際連盟脱退。

1937年　盧溝橋で演習中の清水中隊に対する何者かの数発の発砲をきっかけに日中戦争勃発。

※日本側とすれば、あくまで仮想敵国はソ連であり対ソ戦の兵力を対中戦に割くのは好ましくなかったこと、中国側とすれば、蒋介石の国民党と毛沢東の共産党が抗日の一点で「国共合作」したものの未だ日本軍を中国大陸から追払うだけの十分な国力が備わっていなかったこと、蒋介石が戦争による共産党勢力の拡大を恐れていたこと等双方にとって全面的な戦争を望まない要因が存在したが、発砲後の人員点検で兵1名が行方不明であったことから（単に野原で用足しをしていただけであったが、無事帰隊後も中隊→大隊→連隊への報告が迅速に行われなかった）、これを重視した牟田口連隊長が中国軍攻撃を命じたもの。

1938年　「国家総動員法」制定。
※盧溝橋事件後6ヶ月で日本側の弾薬量は、ほぼ空に近い状況になった。これに対処するため、戦争を遂行するのに必要なあらゆる物資の統制、国民の徴用、労働条件の規制、言論統制等を、法律によらず政府の命令で行うことができるようにしたもの。
戦争は、挙国一致の態勢と全ての物資の生産増加、特に農村における食糧増産を要求することになり、政府は従来の地主本位から小作人本位への政策転換を迫られた。

「農地調整法」制定。
※兵役その他特別な理由により所有地又は小作地を自ら耕作又は管理できない場合の農地の取扱いにつき規定したもの。

1939年　「小作料統制令」制定。
※小作料を1938年9月18日現在の水準で凍結し、引上げを禁止した。

1940年　政府、食糧管理を強化し、自家消費を除く全ての米を政府の定める価格で供出させることとした。
※・米は、小作人から地主を経由せず直接政府に供出され、小作料(=小作量×地主への支払い米価)は政府から地主に支払われ、従来の小作料の物納は実質金納に転換された。
・地主への支払い米価(=小作料米価)とこれよりも高い小作人への支払い米価の二重買入れ価格を設定し、小作人を優遇した。

1941年　「臨時農地価格統制令」制定。
※農地価格を賃貸価格の田は33倍、畑は40倍に統制した。

「臨時農地等管理令」制定。
※農地潰廃、農地移転、作付転換の統制及び耕作放棄地の強制耕作を規定した。

12月、日本、ハワイ真珠湾を奇襲し、太平洋戦争に突入。

1945年　8月、日本、ポツダム宣言を受諾し、敗戦国として連合国軍の管理下に置かれることとなる。
※当時の日本本土の人口は約73百万人、これに海外からの引揚者約10百万人を加算した約83百万人が飢えに苦しみ、これに占領政策に基づいて与えられた思想の自由が拍車をかけ国内は大混乱に陥る。

10月、連合国軍総司令部(GHQ)最高司令官マッカーサー元帥、幣原首相に以下の5大政策の実施を指示。
(1)選挙権の拡大による婦人の解放。
(2)労働組合の促進。
(3)学校教育の自由主義化。
(4)民衆生活を恐怖に陥れるがごとき制度(秘密警察制度)の廃止。
(5)日本経済機構の民主化。
※「(5)日本経済機構の民主化」の中に農地改革が含まれているか否かは不明であった。

11月、農林省が第一次農地改革法としての農地調整法改正法案を作成し閣議に提出、修正追加の上閣議決定される。
※幣原内閣(10月19日発足)の松村謙三農林大臣は、「我国再建の第一歩は食糧増産と民心の安定にあり、この目的のため農地改革を実施せねば、食糧増産が困難となるのみならず農村が共産化する。」として就任早々農地改革の断行を公表。

1945年　12月6日、第一次農地改革法案が国会に提出される。

※敗戦の事実を認めながらもなお旧態依然の保守的思考から脱却していなかった議会では本法案を歓ばない議員が与野党を問わず大多数を占めており、翌年3月31日に総選挙が予定されていたことから(総選挙は4月10日実施)、「現内閣のような暫定的性格の内閣が農地改革のような重大法案を提出するのは不適当。」とか「会期が残り少なく、十分な審議をする時間が無い。」等審議未了に追い込もうとする空気が支配的。これに対して松村農林大臣は、「やらなければならない事は早期にやるべき。」と主張するが、審議は停滞。

12月9日、マッカーサー元帥、日本政府に「農地改革についての覚書」を交付。

※1946年3月15日までに以下を内容とする農地改革計画をGHQに提出するよう指令。

(1)不在地主から耕作者への土地所有権の移転。

(2)不耕作地主から適正な価格で農地を買上げる制度。

(3)小作人がその収入に応じた年賦償還で農地を買収する制度。

(4)小作人が自作農となった後、再び小作人に転落しないようにする措置。

この「覚書」をもって議会の空気が「法制化やむなし」に一変。しかし、保守的勢力の強い議会では、農地改革を最小限度に止めようとする意向が支配的。

12月28日、「第一次農地改革法」が公布される(施行開始は、1946年2月1日)。

※主な内容は、

(1)自作農創設

①土地所有権移転方式には、買収売渡し(都道府県、市町村等の公共団体が地主から買収し小作人に売渡すもの)と地主小作直接売買とがある。買収売渡しに当たっては、都道府県農地委員会が当該地主の意見(保有農地の選択権は地主に有る)を聴取の上裁定する。

②買収対象農地は、不在地主の所有農地、在村地主の所有する全国平均5ha超(都道府県単位で規定)の農地および未墾地である。

③農地買収価格は、賃貸価格の田は40倍、畑は48倍とし、農地を提供した地主に対しては国が別途報償金を支払う。

④地主に対する土地代金全額支払がなければ土地所有権の移転は不可。

⑤土地購入資金のない小作人に対して、国は金利3.2%、24年均等償還で融資する。

(2)小作料の金納化と統制を規定。

(3)小作契約の解約には市町村農地委員会の承認が必要となり、小作人の耕作権を強化した。

(4)権利の設定又は移転に伴う農地の潰廃を統制した。

(5)市町村農地委員会については、住民を地主側、小作側、中立側に分け各5名の委員を選挙により選出、これに知事が選任する当該市町村在住の信望経験者3名を加えた18名で組織し、会長は委員の互選で選出することとした。

(6)都道府県農地委員会については、知事を会長とし、市農地委員会長の互選により選出された者、郡毎に町村農地委員会長の互選により選出された者及び農林大臣が選任する学識経験者5～10名で組織することとした。

(7)実施期間を5年間とした。

未だ保守的色彩濃厚な終戦直後において、日本政府自らとりまとめたという点では画期的な農地改革計画であった。

1946年　3月15日、日本政府は第一次農地改革法を基本とした回答案を作成し、GHQに提出。

※農林省とGHQとの間で行われた非公式討議において、GHQ側が同回答案に不満足であることが明らかとなった。このため、4月に予定されていた第一次農地改革法実施の中核機関となる市町村農地委員会選挙が無期延期され、これをもって第一次農地改革は幕を閉じた。

GHQ側が不満足とした点は以下の通り。

(1)在村地主の農地保有限度5haは多すぎる。→3ha以下とすべき。

(2)公共団体が地主との協議に基づき買収するというのでは効率的な買収は困難。→国が強制力をもって買収する方式とすべき。

(3)実施期間の5年間は長すぎる。→土地所有権移転は即時完遂すべき。

(4)小作料の金納化を規定するだけでは小作人保護対策として不十分。→小作料の上限を引き下げると共に小作契約の文書化を義務付けるべき。

1946年　4月20日、日本の農地改革に関する第一回対日理事会(米国、英国、ソ連、中華民国の各代表をもって構成される諮問機関)が開催される(計4回開催)。

※マッカーサー元帥、農地改革問題が占領政策において極めて重要な位置を占めることに鑑み、本問題を対日理事会で討議することを要請。ここで、英国案を骨子とする対日理事会としての農地改革案がまとまったが、「農地改革は、その規模広範でしかも重大な影響を及ぼす画期的大事業であるので、これを真に有効ならしめるには日本政府の自発的意志に基づいて立案施行させるべきである。」として、GHQの日本政府に対する指令という形はとらず単なる勧告にとどめた。

5月22日、幣原内閣に代わり吉田内閣が成立。

7月26日、農林省がGHQ側と交渉を重ねて作成した「農地制度改革の徹底に関する措置要綱」が閣議決定される。

※第一次農地改革法と対日理事会勧告との間には格段の差があり、勧告の線に沿った農地改革法の立案は容易なことではないと考えられたが、1946年は凶作で食糧事情は悪化の一途をたどり、農業耕作者に生産意欲を振起させるに足る動機を与えることが急務となったことから作業は比較的円滑に進んだ。

8月6日、農林省が「農地制度改革の徹底に関する措置要綱」に基づき第二次農地改革法案として作成した「自作農創設特別措置法案」と「農地調整法改正法案」が閣議決定される。

8月14日、マッカーサー元帥が両法案歓迎の声明を発表し、GHQ正式に両法案を承認。

9月7日、両法案が国会に提出される。

10月21日、「自作農創設特別措置法」と「農地調整法改正法」(※両法をもって第二次農地改革法と言う)が公布される(施行開始は各々11月29日及び11月22日)。

※主な内容は、

「自作農創設特別措置法」

(1)以下の農地は、国が強制買収し小作人に売渡す。

・全ての不在地主の小作地。

・北海道においては4ha、都府県においては平均1ha(都府県単位で規定)を超える在村地主の小作地。

・在村小作地と自作地の合計が北海道においては12ha、都府県においては平均3ha(都府県単位で規定)を超えた分。

(2)農地の場合、市町村農地委員会が買収計画(買収すべき農地、買収価格、買収の時期を記載。地主保有農地の選択権は市町村農地委員会に有る。)を立て、公告・縦覧、地主の異議申立、異議の当否決定を経て(不服の地主は更に都道府県農地委員会に訴願でき、都道府県農地委員会が裁決する)都道府県農地委員会の承認を得、これに基づいて知事が地主に買収命令書を交付した時、農地の所有権は国へ移る。

未墾地の場合、都道府県農地委員会が買収計画を立て、開拓の適否を都道府県開拓委員会に諮問の上、知事の許可を得なければならない。

(3) 農地買収価格は、賃貸価格の田は40倍、畑は48倍とし、農地を提供した地主に対しては国が別途報償金を支払う。土地の即金売買は、インフレと通貨の不安定を招く恐れがあるとして、農地証券による支払を原則とした。
(4) 農地の買受資格は原則として当該農地を耕作している小作人にあり、買受けようとする時は、市町村農地委員会に申請しなければならない。農地の買受人は、土地代金を金利3.2%、30年以内の均等償還で返済しなければならない。ただし、年賦金と当該農地に係る公租公課の合計額が当該農地の年平均粗生産額の1/3を超える時は、年賦金支払は減免される。
(5) 農地の買収、売渡しは1948年12月31日まで(法律施行から約2年間)に完了しなければならない。

「農地調整法改正法」
(1) 農地に係る所有権、小作権等諸権利の設定又は移転は、知事の許可又は市町村農地委員会の承認が無い限り無効とする。
(2) 市町村農地委員会の承認の無い小作契約の解約及び更新拒絶は、これを無効とする。
(3) 小作料は金納とし、年平均粗生産額に都道府県農地委員会が定める率(田は35%、畑は15%を上限とする)を乗じた額を超えてはならない。
(4) 小作契約は文書化しなければならない。
(5) 権利の設定又は移転に伴う農地潰廃に加えて自作農地の潰廃をも統制の対象とした。
(6) 市町村農地委員会の委員構成を地主側3名、自作側2名、小作側5名として小作側の発言権を増大した。また、農地改革を故意に妨げる委員を排除するためのリコール制度及び知事による市町村農地委員会の解散権を設定した。
(7) 都道府県農地委員会は知事を会長とし、小作側の市町村農地委員から互選で選出された者6名、自作側の市町村農地委員から互選で選出された者4名及び農林大臣が選任する学識経験者5～10名で組織することとした。

(2) 農地改革の実績(1951年3月現在)

	農　地	牧　野	未墾地	合　計
買収面積	1,782,689ha	373,534ha	609,696ha	2,765,919ha
被買収地主戸数	2,524,382戸	154,168戸	458,216戸	3,136,766戸
公有地面積	185,457ha	20,565ha	661,929ha	867,951ha
取得面積計	1,968,146ha	394,099ha	1,271,625ha	3,633,870ha
売渡し面積	1,938,452ha	328,552ha	460,099ha	2,727,103ha
買受農家戸数	4,201,624戸	302,272戸	407,001戸	4,910,897戸

(3)実施組織の規模：農地改革実施決定後、400千人にのぼる大量の人員を組織・訓練し、人海戦術で農地改革作業を遂行した。

組織の種類	1946年11月	1947年8月	
農林省(東京)	27人	61人	行政職員 計 4,039人
地方農地事務局(6局)	—	563	
都道府県農地部(46部)	497	3,415	
都道府県農地委員会(46)	—	1,150	その他農地改革作業従事者 計 410,943人
市町村農地委員会書記	10,000	32,462	
市町村農地委員会委員	—	114,831	
部落補助員	—	262,500	
合　計	10,524人	414,982人	

(4)農地改革の財源と使途(1946～1950年度)

(財源)　国費　13.4十億円(83%)
　　都道府県費　0.6　〃　(4%)
　　市町村費　2.0　〃　(13%)

合　計　16.0十億円

(使途)　農林省　2.2十億円(14%)
　　都道府県　2.7　〃　(17%)
　　都道府県農地委員会　0.5　〃　(3%)
　　市町村農地委員会　10.6　〃　(66%)

合　計　16.0十億円

(5)農地改革の障害

1)地主の抵抗。

①「選挙(市町村農地委員会選挙)は村の平和を害する。」と主張したり、市町村役場、農業会、農地改革推進協議会等の名をもって地主寄りの小作人候補者を推薦することで農地改革作業の中核となる市町村農地委員会における地主主導権の確保に努めた。このため、無投票選挙で組織された市町村農地委員会数が総数の6割を占め、その内地主の差し金によって候補者の割当てられた委員会がその半数足らずに達した。

②地主の保有限度が、小作地については都府県平均1ha、北海道4ha、自作地と小作地の合計が都府県平均3ha、北海道12haと制限されたことから、地主は農地改革の犠牲を軽減するため小作地を取上げ自作化を図った。このため、終戦後小作地の取上げは急増し、年間の小作地取上げ件数は200千件以上にのぼった。当初、旧来の情実や村内の円満主義にひかされて妥協的態度を取っていた小作人であるが、農地改革思想の普及・啓蒙により漸次自覚が高まり争議で対抗するようになった。

地主の小作地取上げに関する争議件数は以下の通り。

終戦後1年目(1945～46年)	23,259件
〃　2年目(1946～47年)	52,638件
〃　3年目(1947～48年)	48,066件
〃　4年目(1948～49年)	3,353件

③農地改革法発効前に取引きされたとする農地売買証書の偽造や寄付金、謝礼金等の名目で公定価格以上で売買する農地の闇売りが行われた。また、分家、贈与等による地主所有農地の分散も広く行われ、終戦後新たに農家となった378,771戸のうち分家、贈与等によるものが311,495戸(82%)にのぼった。

④不在地主の否認、買収価格に対する不服等異議の申立て、訴願が相次いだ。

	市町村農地委員会に対する異議の申立て件数	うち都道府県農地委員会に対する訴願件数	うち認可件数
1947年	48,251件	5,523件	478件
1948年	32,970件	12,587件	1,815件
1949年	13,032件	7,013件	1,387件

⑤農地買収価格を算定するための係数である40倍(田)、48倍(畑)という数字は、政府規定の買上げ価格又は消費価格といった実勢価格(闇相場)よりはるかに低い価格を基に算出されており、このような不当な買収価格を強制すること自体、「私有財産は正当な補償の下にこれを公共のために用いることができる」旨規定している憲法に違反している等、農地改革そのものに対する違憲訴訟が提起された。1950年までに提起された違憲訴訟件数は39件で、うち控訴14件、上告4件、最終的には全て合憲との判決が下された。

(6)フィリピンの農地改革との対比

1)いずれも土地の配分と小作条件の改善を大きな柱としているが、フィリピンの場合は受益農民に対する支援サービスの提供にも重点を置いている。

2)地主の土地を国が強制買収し、土地無し農民に売渡す点では同じ。

3)地主の農地保有限度は、日本では小作地と自作地を区別し小作地は都府県平均1ha、小作地と自作地の合計を都府県平均3haとしたのに対し、フィリピンでは一律5haに直接農場管理に携わる15才以上の子供1人当たり3ha追加と大きい。また、日本は不在地主農地(630千ha)を全て強制買収したのに対し、フィリピンでは不在・在村の別を設けていない(フィリピンでは、地主の多くがマニラまたは外国に住んでいる不在地主であり、日本と同様の規定を設けることは非現実的と思われる)。

日本は地主保有地を市町村農地委員会が選定するが(第一次農地改革法では地主が選定できた)、フィリピンでは地主が選定する(民主的な社会で地主に選定権を与えないということは事実上不可能と思われる)。

4)日本は2.7百万haを4.9百万農家に配分した(=平均0.55ha/農家)のに対し、フィリピンは10.3百万haを3.9百万農家に配分しようとしている(=平均2.64ha/農家)。日本では、この細分化が足かせとなって経済成長期に経営規模拡大ができず農業の弱体化を招いたが、この点フィリピンの配分面積は妥当と思われる。

5)実施組織については、農林省にDARが、都道府県・市町村農地委員会に州・バランガイ農地改革委員会がそれぞれ対応しておりほぼ同様の体制であるが、農林省が都道府県・市町村農地委員会の監督的立場であったのに対し、DARは末端においても農地改革の作業主体であり都道府県・市町村農地委員会の任務のかなり部分はDARの地域及び州・市町事務所が担っている。

また、地主からの異議申立を処理する機関が司法から離れて農地改革実施組織の中にある点では同じ(日本は都道府県・市町村農地委員会、フィリピンはDARの農地改革裁定所)。

(7)日本の経験から得られるフィリピン農地改革支援方策

1)日本の農地改革は、400千人もの人々が日本中を走り回って為し遂げられたものである。農地改革とは、しっかりした実施組織と機動力があって初めて為し得るものであり、単にGHQの圧力さえあればできるといったものではない。

フィリピン赴任から2年間いろいろと地方にも出張したが、DAR職員は末端に至るまで非常に志気が高く(DARのガリラオ大臣は、毎週木金曜日を地主や農民達との対話、DAR地方職員との意見交換・激励のための地方出張に充てており、このような大臣の積極的な姿勢と無関係ではないと思われる。)、一部で全てを判断するのも不適当かもしれないが少なくとも怠惰・無能力な組織ではなく農地改革という大事業を担うにふさわしい組織と判断している。

しかしながら、機動力はほとんどゼロに等しい。地方出張でDAR所有の動く車をあてがわれることは少なく、他機関や地方政府から車を借りてくる有様である。地方事務所に行ってみると駐車場には車が並んでいるが、動かないボンコツばかりとのことで、かと言って一応国の財産であるので動かないからといって捨てはしないらしい。帳簿上は、DARもそれなりの数の車を所有していることになるのであろうが実際に動く車は極めて少なく、ジープニーやトライシクルしか頼る足がない点は、農地改革推進上、特に、日本に比べて主要集落から隔たった辺境丘陵地配分の比重の大きいフィリピン農地改革における決定的な障害と思われる。

→既に1988年(社)国際農林業協会が設置した「フィリピンの農業・農地改革に対する協力方向検討会」で提言されているが、DAR地方事務所に対してジープ、オートバイを供与することは非常に有効と思われる。

2)日本では農地改革に関する普及・宣伝が極めて大規模かつ徹底的に行われた。手段としては、

①口頭：農民大会、ラジオ放送(対談、質疑応答、解説等の形式)。

②文書：「働く農民に訴う」、「農地改革早わかり」、「小作契約の文書化」、「地主小作人関係の手引」、「農地委員会選挙」等のパンフレットの作成配布、ポスターの掲示、新聞への農地改革関連記事の掲載や農地問題相談欄の設置。

③画像：映画、幻灯、紙芝居。

→DARにも普及・宣伝のための部局(Public Affairs Staff)があるが、機材の老朽化がひどく記事を作って新聞に流す程度のことしか行われていない。農地改革は法律に基づく複雑難解な作業でありそもそもできるだけかみくだいて理解しやすくする必要があること、文書は読むのが面倒で農民達の関心を引きにくいと考えられること、特に土地配分後の農民組織化や農村開発事業については説明よりも成功している実際の姿を見せた方が説得力を持つこと等を勘案すれば視覚に訴えることが最も効果的と考えられ、各種ビデオを作成しモニターを積んだ車(オーディオ・バン)で村々を回って農地改革の普及・宣伝をすることが非常に有効と思われる。

また、農地改革の膨大な作業をわずか10年間で完了させるという枠を法律ではめてしまったことが主因と思われるが、マスコミの論調はCARP進捗率の悪さを指摘する等DARやCARPに対する批判が多い。これら批判は必ずしも的を得たものではないが、受身のままでは批判的評価が固定化し今後の農地改革推進の大きな阻害要因となる恐れがあるため、単に農地改革の影響を受ける層だけでなく広く一般大衆を対象とした農地改革の意義・効果の宣伝をDAR側から積極的に発信していく必要があり(例えば、我国無償「ハラハラ農業開発計画」による農村や生活水準の変貌ぶりを映画化してTVで放送する等)、普及・宣伝面での支援は非常に有効と思われる。

１８．CARPについての見解

CARPについては、「抜け穴が多い不備な計画である。」とか「抜本的なものとは言えない。」といった批判的評価が一般的である。例えば、P2の②に示すような私有農地の段階的配分については「地主に農地改革逃れを画策するための時間的余裕を与えるものである。」と言われ、法人農場の株式配分制度については「土地無し農民に土地を与えるという農地改革の根本を空洞化させるものである。」と言われる。

※株式配分制度：法人農場が所有農地価格相当分の株式を農場労働者に配分することで実際の農地配分の代替とするもの。いずれを選択するかは、農場労働者の多数意志により決定される。法人農場と農場労働者は協議により株式配分制度実施に係る契約書を作成し、DARの審査、PARCの承認を経て実施に移される。契約書には、株式の配分の他、1,000～2,000ペソ/年・人程度の配当保証、社会保険制度(SSS)掛け金の法人農場負担、住居用地の無償提供、遊休地の無償貸与等が規定されている。

私から見れば両者はいずれも至極合理的であり、前者については「影響地主数の少ない部分から着手し、一定の周知期間、農地改革実施組織の熟練を経て影響地主数の多い部分に移行するのは、最も社会的混乱を引き起こさないやり方である。」し、後者については「現状の法人経営の下での労働条件の改善より、法人から離れて土地所有者になる方が良いとなぜ言いきれるのか？」と問わなければなるまい。特に後者については、これまでCARPの下で農場労働者が実際の農地配分を選択した例はないが、これはどうしてであろうか？ 農場労働者が愚かなのか、それとも法人に脅迫されたのか？ 否、彼らは単に現実的判断に基づいて選択したにすぎない。法人から離れて土地所有者となることを選択するには、生産資機材はどうするのか、収穫物処理はどうするのか、マーケッティングはどうするのか、確実に現状より所得向上が図れるのか等について明確な見通しが不可欠であろうが、土地以外何も持たない彼らに一体どのような見通しがあり得るのであろう。日々を自転車操業で暮らしている貧困層にとってなけなしの金を投資し、それが失敗でもしたら即一家の死活問題になる訳で、彼らが危険を冒さず現状より確実に良くなる方を選択するのはむしろ当然ではないだろうか。私は、株式配分制度は言われるように農地改革を後退させるものではなく、農場労働者のことを考慮した合理的な制度であると考えている。

この他、地主保有限度の5haは多すぎる等CARP批判は枚挙にいとまがないが、私はどれもマイナーな問題にすぎず、唯一決定的な問題は資金不足で十分な支援サービス(P2参照)が提供できないことであると考えている。我国無償「ハラハラ農業開発」プロジェクトの受益農民は、CARPは抜本的な農地改革であるとして高く評価している。CARPがあったからこそ土地所有者となることができ、CARPがあったからこそプロジェクトが実施されたのである。しかし、もしプロジェクトがなかったとしたら評価は全く違ったものとなっており、今だに彼らは「根本的な農地改革を！」と政府に向かって叫んでいたのではないかと想像する。株式配分制度にしても、農場労働者に対する十分な支援サービスの提供を前提として選択させたならば、必ずしも株式配分を選択しなかったのではないかと想像する。要するに、CARPに対する評価は土地配分後どれだけの支援サービスを提供できるかにかかっているのである。言い換えれば、土地無し農民はこれまで良きにつけ悪しきにつけ地主や法人からの支援を受けてきており、彼らと縁が切れるからにはそれに代わる支援を政府が提供してやらなければならない訳で、支援サービスが不十分であれば受益農民はCARPは不十分であるとの不満の声を上げ、支援サービスが十分であればCARPを高く評価するのである。

CARPは歴代政権の農地改革の失敗に鑑み、支援サービスの提供を重要な柱と位置付けている。しかし、元々CARP計画必要額の7割強が調達手段未定であった(CARLでは不足資金を外国援助に求めると規定している)上に、1989年7月の最高裁判決で地主への補償費全額支払がなければ土地所有権は移転できないこととされたため、ただでさえ乏しいCARP資金は全面的に地主補償費に振り向けざるを得なくなりますます支援サービス提供が困難になっている。このような状況下、DARはあらゆる機会を捕まえて外国ドナーに支援サービス面でのCARP支援を訴えている。

我国はCARP発足直後の1988年11月に農地改革支援ミッションを派遣し、CARPに対していかなる協力が効果的かを検討すると共に、CARPを最大限支援する旨表明した。最近では、1994年2月に中長期の対比経済協力のあり方を探るためのハイ・レベル政策対話ミッションを派遣し、農地改革を最重点分野として支援する旨表明した。これに基づき我国は、1995年円借款による支援サービス(農村インフラ整備)面での大規模な協力を開始することを決定した(P9参照)。これは過去に実施された諸外国、国際機関による協力(P10参照)の中でも最も有効かつ強力なもので、CARP成功に大きく寄与するものとして高く評価されよう。またCARPの達成実績に対する肯定的評価は諸外国、国際機関の一致するところとなりつつあり、新たにドイツ、カナダ、韓国、世銀(2回目だが今回は大規模な協力を検討中)、国際農業開発基金(IFAD)等が今後CARP支援に乗り出す模様である。

その他一般的なCARP批判に対する私見を述べておきたい。

批判１：「農地改革などそもそも戦争か革命でもない限り実施は困難である。」

→日本の農地改革は第二次世界大戦の敗戦直後、GHQの占領下においてほぼ2年間で終了し、約2.7百万haの土地を移転した。フィリピンではCARP発足後7年間で既に約3.2百万haの土地を移転している。それでも民主的社会の下での農地改革は実施困難と言えるであろうか？

批判２：「DARの達成実績は当初計画目標を大きく下回っている。これはDARの職務怠慢、能力不足を示すものである。」

→この批判は以下のように基本的な点での認識に欠けている。

①CARP(フィリピンでは国家計画は全てそうであるが)は財政的裏付けがない計画だということを認識していない。実際、予算充当率は当初計画時点で想定した必要額の3割弱にすぎない(P7参照)。

②10年間というCARP計画期間は、その物理的作業量からではなく政治的判断のみで決められたものだということを認識していない。

土地移転作業は、用地境界の確定(現地籍図の作成)→地主放出地籍(保有限度を超える分)の確定→地主との用地買収交渉→受益農民の確定→受益農民数による地主放出地籍の分割→受益農民名での登記→受益農民への土地権利証の交付、というプロセスを経なければならないが、GHQの占領下でGHQの威光の下に地主に有無を言わさずにやれた日本の農地改革と違い、民主的社会の下ではどのプロセスも間違いは許されず関係者の立ち会いを求めて公聴会を開きひとつひとつ慎重に進めるしかない(進捗を急ぐあまり用地境界をいい加減に決めたり、不正確な測量で地主に過剰な放出面積を割り当てたりした日には、DARは信用を失い農地改革など即暗礁に乗り上げるのは必至)。

日本では昔のポンチ絵的な地籍図を座標を持った地籍図に更新する作業("国調"と呼んでいる)を国土庁が行っており、可能な限り早期に全国を完了させたいとしているものの年間20千ha程度しか進捗しておらず、民主的社会で慎重に作業すれば"用地境界の確定"だけでも決して容易なことではない。また、現在日本では公共事業実施に要する労力の8割は用地補償事務に割かれていると言われる程で、成田空港など国家の威信をかけて強制収用法を発動してもたかだか数十haの買収に失敗して20年以上も経過しているのが実情である。つまり、民主的社会の下での土地移転作業は極めて時間と労力を要するものであり、10百万haもの土地移転を10年間で完了させることはそもそも物理的に不可能だと言える。

「DARが当初計画目標を達成できていない。」という批判は、「農地改革法(CARL)で10年間で10百万haを配分するとに定められているのだからDARはそれを達成して然るべき。」という前提に立ったものであるが、批判の前にその前提の妥当性を検討する必要があるではなかろうか？

批判３：「CARPは失敗した。その証拠に受益農民が不満の声を上げているではないか！」

→受益農民が不満を持つのは当然であろう。なぜなら彼らは、1987年のCARP制定当時、10年後のCARP満了時には自らが土地所有者となった生産性の高いバラ色の農村が実現すると夢想したからである。バラ色の農村はCARPを完遂して初めて実現するものであり、すなわち10年間で10百万haの土地を配分しその10百万ha分の農民支援サービスを提供して初めて実現するものである。土地配分の困難性については「批判２」に述べたが、仮に10百万haの土地配分が完了しているとして支援サービスの一部に過ぎない農業生産性向上の前提となる農村基礎インフラだけでも国土面積の1/3にも達する広大な10百万haに張り巡らすのに10年間で足りると考える人が果たしているであろうか？

時間と労力を要する土地移転作業の第１ハードルを越えて、更に時間と資金を要する支援サービスの第２ハードルを越えてようやくバラ色の農村が実現するのである。わずか10年間で第２ハードルまで越えられる運の良い受益農民が全体の中の少数にならざるを得ないだろうことは、CARPのこの７年間の経過を待つまでもなく予想できることではないだろうか？　多くの受益農民が「バラ色の農村が実現していないじゃないか！」とDARを非難するが、そもそも計画実施に必要な資金手当もせずに「足りない資金は外国援助に頼りましょう。」と安易に農地改革法(CARL)に条文化したのは受益農民を含む国民であり、そのことを棚に上げてCARLに忠実に一生懸命外国援助の拡大に努めてきたDARを非難するのはお門違いというものであろう。

批判４：「DARはCARP批判論に有効な反論を返していない。それはすなわちCARP批判論を認めているということではないか？」

→CARP批判論に対する唯一有効な反論は、CARPを10年間で終わらせると決めた農地改革法(CARL)は実現可能性を無視した過大な法律であると主張することである。しかしこれを主張することは２つの点で問題がある。

行政(DAR)とは本来立法府(議会)が制定した法律を忠実に運用する機関である。DARはそれがどのようなものであろうと議会で制定されたCARLを忠実に遂行することこそがその本務である。法の問題点を挙げつらってその遂行を遅らせるようなことはそれこそ職務怠慢と非難されるべき話であり行政機関として許されることではない。

さらにこれを主張することは、当時のアキノ政権、議会、すなわちフィリピン国民を丸ごと頭から否定するのと同じことであり、行政機関としては口が裂けても言えるようなことではない。

その結果、DARとして取り得る手段は、達成実績を好意的に評価してもらえるよう説得術に磨きをかけることのみとなるが、計画を下回っている以上それは決して有効な反論になり得ないのである。

疑問１：「なぜアキノ政権は非現実的なCARPを制定したのか？」

→行政と政治の立場は違う。1986年の大統領選挙の最大の争点は農地改革問題であった。マルコス氏は1972年以降自らの施策としての農地改革(「小作農解放令」)を進めてきたが、当初国が地主に支払った土地代金を小作人が国に償還し終えて(15年均等年賦の15回)から交付していた土地権利証を支持の凋落に伴って土地権利証交付に必要な償還回数を最初の２回に減らし、大統領選挙戦の最中には一度も償還していなくても土地権利証を交付するということとし農民層の支持をつなぎ止めようとした。一方のアキノ氏は、これに対して根本的な農地改革実施を公約に掲げてマルコス氏を打ち破ったのである。長年のマルコス体制の打破と根本的農地改革が実施されるということで国民は喜びに沸き返った。このような状況下で、国民に「農地改革など100年がかりの大仕事である。拙速を排して、コツコツ着実に進めましょう。」などと興醒めなことを言った日には国民から総スカンを喰うのは必至であろう。実現可能性を考慮していたか否かに関わらず、区切りが良く期待で胸一杯の国民の耳に心地良く響く10年間という数字は、国を率いる政治家の立場としては他に選択の余地のない数字であったと考える。

疑問２：「CARPが実現可能性のない計画であるなら、それを実施する意義はあるのか？」

→フィリピンの経済開発を進めようとする時、国民の半数を占める土地無し農民を主とする貧困ライン以下の層（地主管理下での「生かさず殺さず」の生活）の底上げは避けて通れない問題であろう。就業機会の乏しいフィリピンでそれら大量の貧困層の所得向上を図り得る産業は農業以外になかろう。そうであれば、彼らに土地を与えて農業収入の向上によって貧困を克服しようという政策は至極まっとうなものである。

現在の法・制度に対して種々批判はなされるが、何事も批判的に見ようとすればいくらでも批判的に見れるものであって、それで全てだと判断することは危険である。私から見れば、10年間と期限を切ったことと必要な資金手当ができていないことを除けば、非常に良くできた法・制度であり、DARの達成実績も高く評価すべきものということになる。私はCARPは実現可能性のない計画だと思っているが、未来永劫実現可能性がないのではなく「10年間」では実現可能性はないと言っているのである。民主的社会の下での農地改革など、一歩一歩コツコツと進めていくしか他にやりようのない性格の仕事であり、私はフィリピンは正しい道を進んでいると確信している。農地改革をやること自体に批判のある人は農地改革に代わる貧困層の底上げ方策を提案すべきであるし、農地改革の法・制度に批判のある人は改善策を、進捗スピードに批判のある人はスピードアップを図る方策を提案すべきであろう。批判はすれども代案はなしでは無責任というものである。

１９．1998年(CARP満了時)日本政府の取るべき措置

CARPは、1987年制定の新憲法で実施が義務付けられ、CARLという実施のための特別の法律を制定し、ARFという特別の財源を設け、大統領を頂点に各省庁が連携する特別の実施体制を設けて進められている国家的大事業であるだけに、満了の1998年には国を挙げての一大評価がCARPに下されることになるのは確実。この際、DARは10年間で上げた実績を国民に説明し、これに対して国民が評価を下すことになろう。

実績には2つの側面がある。1つは土地配分の実績であり、もう1つは配分された土地で受益農民の所得向上が実現したか否かである(これがCARPが最終目標とするところである)。土地配分については過去7年間で既に約3百万haの実績を上げていることから最終的には総計4～5百万haを達成するものと思われる。この数字自体高く評価すべきと考えるが、一般のフィリピン国民から見れば計画目標の4～5割の達成率にすぎず否定的な評価が下されることになると思われる。また所得向上については、これを左右する農民支援サービスのための資金が前記１８．の通りCARP終盤の現在ようやく集まり始めたところであり、それでも資金不足は依然解消される状況にはないこと、現在集まりつつある資金にしても事業はこれから開始されるもので事業効果の発現(すなわち農民所得向上の実現)までにはまだ相当の時間を要し1998年までに所得向上を実感できる農民数は限られることから、土地配分以上に否定的な評価が下されることになると思われる。

しかしながら、フィリピンは社会正義の実現(土地所有の不平等の解消)と貧困解消に向けての階段を着実に登りつつあり、CARP計画期間中に見せたフィリピン政府の努力を継続させれば土地配分においても所得向上においても当初の万人の予想に反してかなりの成功を収めることになろう。一方、上記の理由でもって「CARPは失敗した。」と断罪し継続を放棄すれば、所得向上が実現できない農民達は結局旧地主に回帰し元のもくあみになる可能性も大きく、フィリピンの農地改革は継続しての成功か、中止しての失敗かの二者択一しかないように思える。

フィリピンの政府・マスコミは、世銀、ADB等大口ドナーの一挙手一投足に敏感に反応する。日本はと言えば、今や押しも押されもせぬ対比最大ドナーであり日本政府の公式見解の影響力たるや極めて大なるものがある。日本政府は1998年にDARがCARP達成実績を公表した際、世論形成の機先を制して間髪を入れずに、

> 「フィリピン政府が日本が終戦後の被占領、GHQの圧力という特殊な状況下で達成した2.7百万haをはるかに超える土地移転を何ら社会的混乱を引き起こさずに達成し、多数の土地無し農民を貧困から脱却させたことを高く評価する。未了部分が残ったが、時間的、資金的制約の故でありやむを得ないものと考える。日本政府としては、フィリピン政府がポストCARP計画を策定し、未了部分完遂に向け更に努力されることを期待する。日本政府はフィリピン国の農地改革に引き続き最大限の支援を行う所存である。」

とのコメントを発表すべきである。農地改革の経験者日本の発言は説得力を持つ。悲観的にならざるを得ないフィリピン国民のCARP評価を一気に好転させる可能性がある。タイミングを逃したり、CARP評価の世論形成を待ってそれに追従するようなことが決してあってはならない。

(引用文献：①)　野沢勝美「アキノ政権の農地改革」(アジアトレンド1989－Ⅳ)、アジア経済研究所
田巻松雄「フィリピンの権威主義体制と民主化」，国際書院
永野善子「砂糖アシエンダと貧困」，勁草書房
三好　徹「興亡と夢」，集英社文庫
TEODORO A.AGONCILLO(岩崎　玄訳)「フィリピン史物語」，井村文化事業社
「LAND REFORM IN THE PHILIPPINES」，IBON PRIMER SERIES

(引用文献：②)　三好　徹「興亡と夢」，集英社文庫
大和田啓氣「秘史　日本の農地改革」，日本経済新聞社

DARの土地配分実績
（単位：千ha）

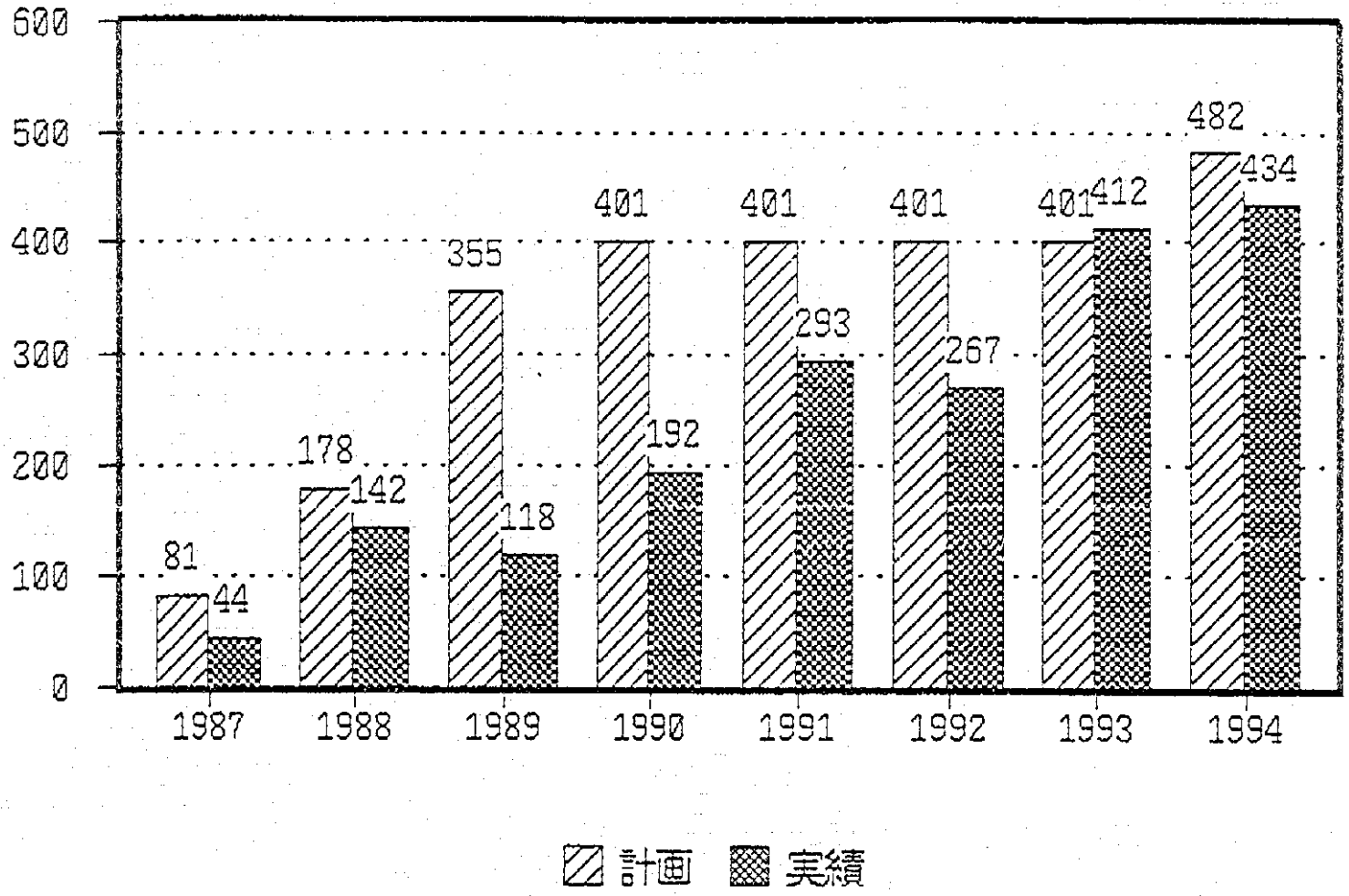

DENRの土地配分実績
（単位：千ha）

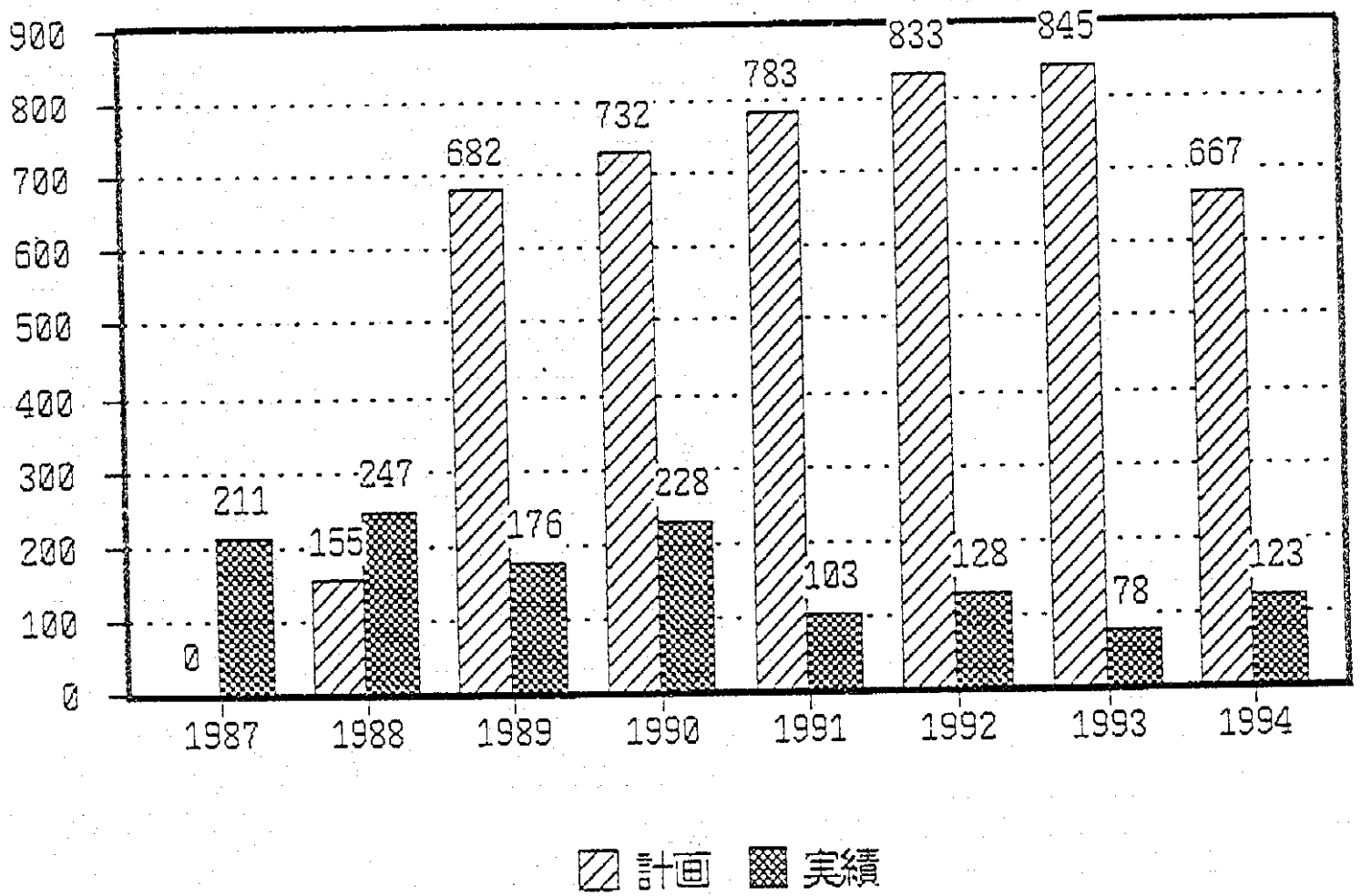

政権毎の土地配分実績(DAR所管分)
(単位：ha)

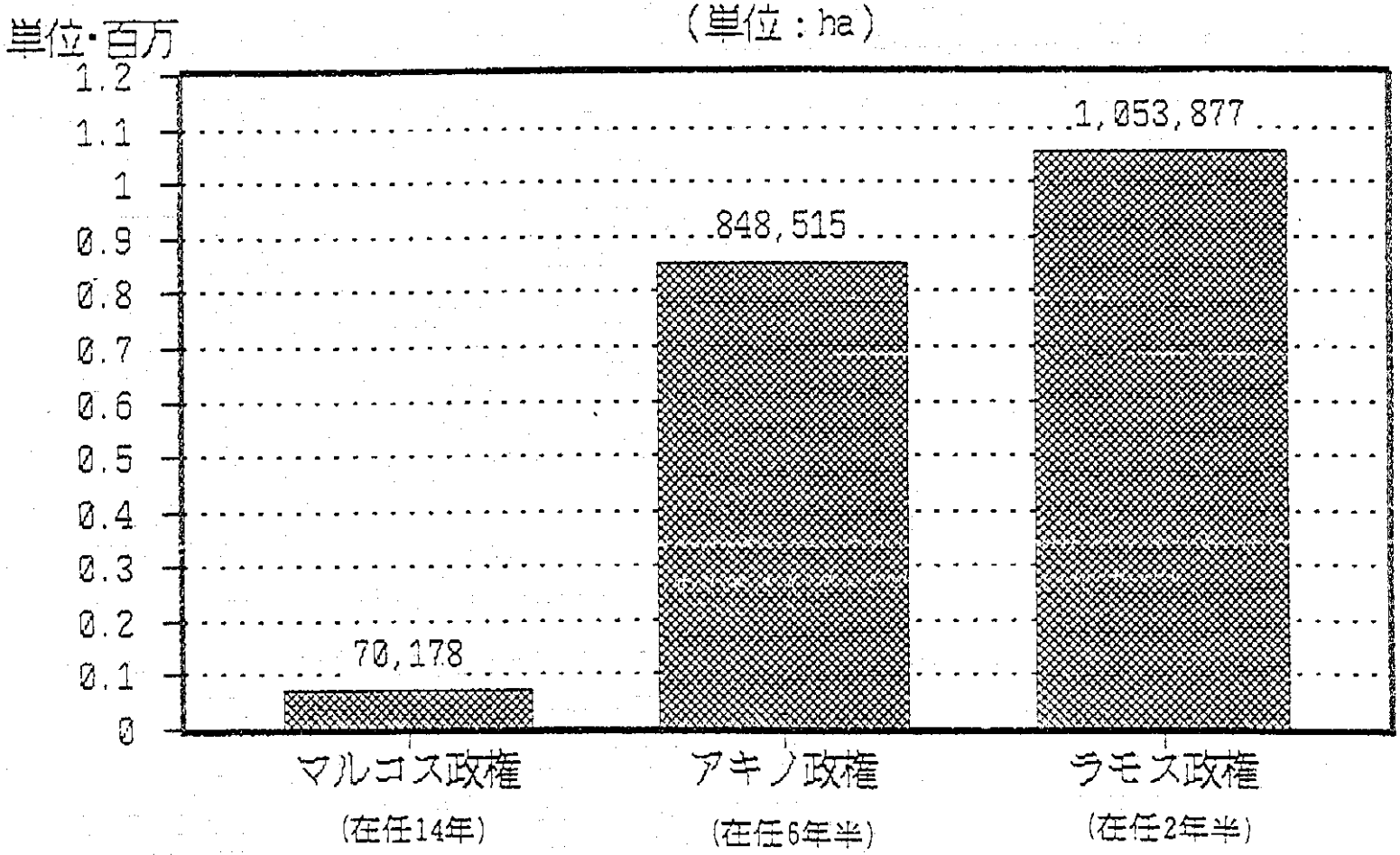

添付資料６．収集資料リスト

収集資料（環境関係）

1．NIPAS ACT R.A. 7586 AND IMPLEMENTING AND REGULATIONS DAO 25,S 1992. Published by the Department of Environmental and Natural Resource-PROTECTED AREAS AND WILDLIFE BUREAU (書籍)

2．The NIPAS Law Published by he Department of Environmental and Natural Resources, Conservation International & Foundation for Sustainable Development,Inc. (書籍)

3．A PRIMER ON ENVIRONMENTAL IMPACT ASSESSMENT IN THE PHILIPPINES Published by he Department of Environmental and Natural Resources - ENVIRONMENTAL MANAGEMENT BUREAU (書籍)

4．Amending The Revised Rules and Regulations Implementing P.D. 1586 (Environmental impact Statement System) ENVIRONMENTAL MANAGEMENT BUREAU (書籍)

5．COMPILATION OF ENVIRONMENTAL LOWS AND REGULATIONS PERTINENT TO THE PHILIPPINE MINING INDUSTRY, UNITED NATION DEPARTMENT OF ECONOMIC AND SOCIAL DEVELOPMENT (書籍)

6．ENVIRONMENTAL GUIDELINES FOR SELECTED AGRICULTURAL AND NATURAL RESOURCES DEVELOPMENT PROJECTS Printed by Asian Development Bank (書籍)

7．The Environment Program Of The Asian Development Bank Printed by Asian Development Bank (書籍)

8．Environmental Assessment Requirements and Environmental Review Procedures of The Asian Development Bank, Printed by Asian Development Bank (一部コピー)

9．Red List of Threatened Animals-1994 Philippines, PROTECTED AREAS AND WILDLIFE BUREAU (一部コピー)

10．NATIONAL LIST OF PRIORITY SPECIES OF PHILIPPINE WILD BIRDS, MAMMALS AND REPTILES, Department of Environmental and Natural Resources (一部コピー)

11．PERFORMANCE OF AGRICULTURE (JANUARY - JUNE 1995) Agricultural Accounts and Statistical Indicator Division, BUREAU OF AGRICULTURAL STATISTICS

12．COMPREHENSIVE AGRARIAN REFORM PROGRAM (CARP) [RA No.6657] , DEPARTMENT OF AGRARIAN REFORM (コピー)

13．THE SOCIAL REFORM AGENDA WINNING THE FUTURE TULONG - TULONG SA PAGSULONG, REPUBLIC OF PHILIPPINES (コピー)

14．BRIEFING KIT ON CARP DEPARTMENT OF AGRARIAN REFORM (コピー)

15．THE MEDIUM TERM AGRICULTURAL DEVELOPMENT PLAN : KEY PRODUCTION AREAS TARGETS AND PROGRAMS (一部コピー)

１６．MEDIUM -TERM PHILIPPINE DEVELOPMENT PLAN 1993 -1998 PHILIPPINES 2000, REPUBLIC OF PHILIPPINES（一部コピー）

１７．フィリピン共和国セクター別基礎資料 1995年3月，国際国際協力事業団フィリピン事務所(書籍)

１８．STATION PROFILE (CLIMATE DATA), PAGASA(一部コピー)

１９．The CARP: Medium - Term Development Plan (1993 - 1998) DEPARTMENT OF AGRARIAN REFORM (一部コピー)

２０．DEVELOPMENT INVESTMENTS FOR AGRARIAN REFORM COMMUNITIES IN THE PHILIPPINES, DEPARTMENT OF AGRARIAN REFORM (コピー)

２１．DEVELOPMENT INVESTMENTS FOR AGRARIAN REFORM COMMUNITIES IN NUEVA ECIJA, DEPARTMENT of AGRARIAN REFORM (コピー)

２２．DEVELOPMENT INVESTMENTS FOR AGRARIAN REFORM COMMUNITIES IN BATAAN, DEPARTMENT OF AGRARIAN REFORM (コピー)

２３．1994 Philippine Statistical Yearbook, NATIONAL STATISTICAL COORDINATION BOARD（書籍）

２４．SOIL MAP OF THE PHILIPPINES, BUREAU OF SOILS AND WATER MANAGEMENT (コピー)

２５．Directory of Philippine Foundations, Association of Foundations, Manila, 1990(コピー)

２６．STATISTICS ON SELECTED MAJOR CROPS 1981～1990, BUREAU OF AGRICULTURAL STATISTICS (コピー)

２７．DEVELOPMENT OF AGRARIAN REFORM COMMUNITIES IN MARGINAL AREAS（書籍）

２８．ﾌｨﾘﾋﾟﾝ共和国セクター別基礎資料（1995）（書籍）

JICA